

受 託 契 約 準 則

東京工業品取引所受託契約準則

第 1 章 総 則

第 1 条 (受託契約準則への準拠及び遵守)

株式会社工業品取引所東京工業品取引所(以下「本所」という。)の開設する商品市場における取引(商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。)第 2 条第 10 項の商品市場における取引をいう。以下同じ。)の委託を受けること(以下「受託」という。)及び商品市場における取引の委託の取次ぎを受けること(以下「取次受託」という。)に関する契約は、この受託契約準則(以下「準則」という。)の定めるところによる。

- 2 委託者及び法第 190 条第 1 項に基づき、商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受ける営業(以下「商品取引受託業務」という。)につき許可を受けた本所の取引参加者(以下「受託取引参加者」という。)又は受託取引参加者に商品市場における取引の委託の取次ぎを委託する者(以下「取次者」という。)は、この準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託を処理するものとする。また、当該取次者及び当該取次者に商品市場における取引の委託の取次ぎを委託した者(以下「取次委託者」という。)は、受託取引参加者と委託者の関係に準じてこの準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するものとする。
- 3 商品取引受託業務に係る当該取引に基づく債務の清算については、商品取引債務引受業を営むことについて法第 167 条に基づき主務大臣の許可を受けた商品取引清算機関と、法第 174 条第 1 項に基づき当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた清算参加者との間で処理するものとする。

なお、非清算参加者である受託取引参加者の商品取引受託業務に係る当該取引に基づく債務の清算については、当該商品取引清算機関と、当該受託取引参加者が代理人として指定した清算参加者との間で当該清算取引を成立させ処理するものとする。

第 2 条 (定義)

この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「約定値段等」とは、法第 2 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引(以下「現物先物取引等」という。)にあっては、取引が成立した呼値当たりの約定値段を、同項第 3 号に掲げる取引(以下「指数先物取引」という。)にあっては、約定指数を、同項第 4 号に掲げる取引(以下「オプション取引」という。)にあっては、取引が成立した呼値当たりの対価の額をいう。
- (2) 「取引単位の倍率」とは、現物先物取引等及びオプション取引にあっては、取引単位当たりの数量を呼値で除した数値を、指数先物取引にあっては、取引単位当たりの数値を約定指数で除した数値をいう。
- (3) 「総取引金額」とは、「約定値段等」に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額をいう。
- (4) 「値洗損益金通算額」とは、決済の結了していない個別の取引に係る「約定値段等」と計算日の最終約定値段等(業務規程で定める帳入値段又は帳入指数をいう。以下同じ。)との差額に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額について、その損益を通算した額をいう。
- (5) 「売買差損益金」とは、個別の取引について転売又は買戻

しにより決済を結了した場合に生ずる損益金額をいう。

- (6) 「差引損益金」とは、「売買差損益金」から委託手数料(委託手数料に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含む。ただし、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下「委託手数料」という。)を控除した額のうち、受託取引参加者と委託者との間で受払いの済んでいないものをいい、その損益を通算した額を「差引損益金通算額」という。
 - (7) 「預り証拠金」とは、商品市場における取引につき、受託取引参加者が委託者から第 7 条第 1 項各号及び第 2 項に掲げる取引証拠金として差し入れ又は預託を受けた金銭、第 9 条第 1 項に規定する充用有価証券等及び第 10 条に規定する充用外貨の合計額に、差引損益金通算額を加減した額をいう。
 - (8) 「証拠金預託必要額」とは、個別の取引を維持するために必要な取引証拠金(第 7 条第 1 項各号に掲げる取引証拠金)の合計額をいう。
 - (9) 「預り証拠金余剰額」とは、「預り証拠金」から「証拠金預託必要額」を控除した額をいう。
 - (10) 「取引証拠金」とは、次に掲げるものをいう
 - イ 商品市場における取引について、委託者がその代理人である受託取引参加者(清算参加者である場合に限る。ロにおいて同じ。)を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭並びに第 9 条第 1 項に規定する有価証券及び倉荷証券並びに第 10 条に規定する充用外貨(以下この号から第 13 号までにおいて「金銭等」という。)
 - ロ 商品市場における取引について、取次委託者がその代理人である取次者及び受託取引参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
 - ハ 商品市場における取引について、清算取次委託者がその代理人である非清算参加者である受託取引参加者(以下「非清算参加者受託取引参加者」という。))及び当該非清算参加者受託取引参加者の指定清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
 - ニ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その代理人である清算取次者、非清算参加者受託取引参加者及び指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- (11) 「委託証拠金」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 商品市場における取引について、委託者が、その旨の同意を行った上で、受託取引参加者(清算参加者である場合に限る。ロ及びハにおいて同じ。)に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
 - ロ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である取次者を通じて受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
 - ハ 商品市場における取引について、取次者が、取次委託者

- からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- 二 商品市場における取引について、清算取次委託者が、その旨の同意を行った上で、非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者受託取引参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- ホ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である清算取次者を通じて非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者受託取引参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- ヘ 商品市場における取引について、清算取次者が、清算取次者に対する委託者からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者受託取引参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- (12) 「取次証拠金」とは、次に掲げるものをいう。
- イ 商品市場における取引について、取次委託者がその旨の同意を行った上で取次者に預託し、当該取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。以下この号において同じ。）を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- ロ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、取次者に預託し、当該取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- (13) 「清算取次証拠金」とは、次に掲げるものをいう。
- イ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者がその旨の同意を行った上で清算取次者に預託し、当該清算取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である非清算参加者受託取引参加者及び指定清算参加者受託取引参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- ロ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、清算取次者に預託し、当該清算取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者受託取引参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- (14) 「仮委託手数料」とは、受託取引参加者が定めるところにより、委託を受けた一の取引が成立した日（清算機構が定める計算区域毎の日をいう。）において、決済の終了していないすべての取引を決済するものと仮定した場合に、これらの取引につき計算される委託手数料の合計額をいう。
- (15) 「仮差引損益金通算額」とは、「値洗損益金通算額」から「仮委託手数料」を控除した額をいう。
- (16) 「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて法第 167 条の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。
- (17) 「清算取次者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者をいう。
- (18) 「清算取次委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者（清算取次者を除く。）をいう。
- (19) 「清算取次者に対する委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者をいう。
- (20) 「清算参加者」とは、法第 174 条第 1 項の規定に基づき、商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた者をいう。
- (21) 「非清算参加者」とは、商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられていない者をいう。
- (22) 「指定清算参加者」とは、非清算参加者が商品市場における取引を行う商品市場に係る清算資格を有する他社清算参加者の中で、当該非清算参加者がその商品清算取引を常に委託する者として清算受託契約を締結する者をいう。
- 第 3 条（受託契約の締結前の書面等交付）
- 受託取引参加者は、新規の委託者から取引の委託を受けるときは、当該委託者に対し、法第 217 条第 1 項に規定する書面（以下「事前交付書面」という。）及びこの準則を契約に先立って交付しなければならない。
- 2 受託取引参加者は、前項の規定に基づき事前交付書面を交付した場合には、その記載事項のうち法第 217 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項について委託者（商品取引所法施行規則（平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号。以下「省令」という。）第 107 条各号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）が理解できるように説明をした後、法第 217 条第 1 項第 4 号に掲げる事項について当該委託者が理解できるように説明をしなければならない。
- 3 受託取引参加者は、取引の委託を受ける時間等について制限を設ける場合には、委託者に対し、その内容を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 受託取引参加者は、委託者から電子取引（受託取引参加者の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、委託者の指示を受けて取引の委託を受ける取引をいう。）により取引の委託を受ける場合には、あらかじめ、電子取引の使用に関する事項及び免責事項等の取引に関する事項を記載した書面を委託者に交付し、当該委託者は当該書面の内容に従って取引を行うものとする。
- 5 受託取引参加者は、第 1 項及び前項の規定による書面及びこの準則の交付に代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第 105 条第 1 項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容（省令第 106 条各号に規定する種

類及び内容をいう。)を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該電磁的方法により、当該書面及びこの準則に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該受託取引参加者は、当該委託者に当該書面及びこの準則を交付したものとみなす。

- 6 前項の規定による承諾を得た受託取引参加者は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、当該書面及びこの準則に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

第4条 (受託契約の締結等)

委託者は、新規に取引の委託をするときは、受託取引参加者に対し、先物取引の危険性を了知した上でこの準則に従って取引を行うことを承諾する旨の書面を差し入れるものとする。

- 2 受託取引参加者は、委託者から前項の書面の差し入れを受けた後でなければ、取引の委託を受けてはならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による書面の差し入れについては、受託取引参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該委託者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて閲覧し、当該受託取引参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者の承諾に関する事項を記録することにより行うことができる。

第2章 取引の受託

第5条 (委託者等からの事前通知)

委託者は、新規に取引の委託をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を受託取引参加者に書面をもって通知するものとする。

- (1) 氏名又は商号(名称を含む。以下同じ。)
 - (2) 住所又は事務所の所在地
 - (3) 特に連絡場所を定めたときは、その場所
 - (4) 委託者が、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号。以下「商品ファンド法」という。)第2条第4項に規定する商品投資顧問業者又はこれに類する外国の者(以下「商品投資顧問業者等」という。)と同条第2項に規定する商品投資顧問契約又はこれに類する契約を行ったときは、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地、代理権の範囲及び当該許可等を証する書面
 - (5) 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)である委託者(第3項に掲げる者を除く。)が、外国商品市場において商品取引受託業務を営むことについて当該外国において法第190条第1項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けている者又はこれに準ずる外国の者(以下「外国商品取引業者」という。)に取引の委託の媒介を依頼したときは、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地及び当該許可等を証する書面
 - (6) 第4号に掲げるもののほか、委託者が特に代理人を定めたときは、その者の氏名又は商号及び住所又は事務所の所在地並びに代理権の範囲
- 2 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者又はこれに類する者(以下「金融商品取引業者等」という。)は、次に掲げる取引について商品ファンド法第2条第

1項に規定する商品投資(以下「商品投資」という。)による運用として受託取引参加者に新規に委託する場合は、当該登録等を証する書面、委託に係る資金の名称及び住所又は事務所の所在地をあらかじめ受託取引参加者に書面をもって通知するものとする。

- (1) 商品ファンド法第2条第5項に掲げる商品投資契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引
- (2) 信託財産の全部または一部を商品投資により運用することを目的とする信託契約及びこれに類する契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引

- 3 外国商品取引業者は、非居住者から取引の委託の取次ぎの依頼を受け、その依頼に基づき当該外国商品取引業者の名において、新規に取引の委託をするときは、その氏名又は商号、住所又は事務所の所在地及び当該許可等を証する書面をあらかじめ受託取引参加者に書面をもって通知するものとする。

- 4 取次者の名において、新規に取引の委託をするときは、法第190条第1項に基づき、商品取引受託業務につき許可を受けたことを証する書面をあらかじめ受託取引参加者に通知するものとする。

- 5 前各項に規定する通知事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を受託取引参加者に書面をもって通知するものとする。

- 6 受託取引参加者は、前各項の規定による書面の受け入れに代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第41条第3項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容(省令第41条第6項各号に規定する種類及び内容をいう。)を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得ることができる。この場合において、当該受託取引参加者は、当該委託者から当該書面による通知を受けたものとみなす。

- 7 前項の規定による承諾を得た受託取引参加者は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を行わない旨の申出があったときは、当該委託者から、当該書面の受け入れを電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第6条 (委託の際の指示)

委託者は、取引の委託をするときは、その都度次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。

- (1) 取引の種類
 - (2) 上場商品の種類
 - (3) 限月
 - (4) 売付け又は買付けの区別
 - (5) 新規又は仕切りの区別
 - (6) 枚数
 - (7) 注文の種類(注文の種類により約定条件又は執行条件を含む。)
 - (8) 取引を行う日時(注文の種類及び約定条件により委託注文の有効期限を含む。)及び値段を指定する注文の場合はその値段
 - (9) 前各号のほか受託取引参加者が定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者が前項第5項に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指示した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うも

のとする。

第6条の2（損益限定取引）

受託取引参加者は、委託者があらかじめ定めた額の損失又は利益が発生したときは、あらかじめ定めた方式に従った処理により、商品市場における取引のすべてに係る決済を転売又は買戻しにより結了させることを内容とする約款（以下「損益限定取引約款」という。）にあらかじめ同意した場合において、当該約款に基づき取引の委託を受けるときは、前条第1項各号で定める委託の際の指示を受けずに、その取引の委託を受けることができる。

2 受託取引参加者は、委託者から損益限定取引約款に関して同意を得ようとするときは、当該委託者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 委託者は損益限定取引を選択できること。
- (2) 委託者が損益限定取引を選択した場合にあっては、受託取引参加者は当該約款に基づき、あらかじめ委託者が同意した損失又は利益の限度のへ達したことをもって転売又は買戻しの注文を執行するが、市場の状況によっては当該利益の限度を下回る利益となる可能性若しくは当該損失が損失の限度を超える可能性又は当該損失限度内で取引が結了する可能性があること。
- (3) 次条第1項第2号の取引証拠金の差し入れ又は預託が必要となる場合があること及びその他当該約款の内容。

3 受託取引参加者は、前項の規定に基づき書面を交付した場合には、その記載事項について委託者が理解できるように説明をしなければならない。

4 委託者が損益限定取引約款に同意した場合は、受託取引参加者は当該約款に基づく取引の取引証拠金を、その他の取引の取引証拠金と区分して管理するものとする。

5 第3条第5項及び第6項の規定は、第2項の書面交付について準用する

6 第4条第3項の規定は、第1項の書面による同意について準用する。

第3章 証拠金

第7条（取引証拠金の差し入れ又は預託）

受託取引参加者は、商品市場における取引の受託について、委託者がその担保として差し入れた次の各号に掲げる種類の取引証拠金を、当該委託者の代理人として法第167条の許可を受けた株式会社日本商品清算機構（以下「清算機構」という。）に預託しなければならない。

- (1) 取引本証拠金
- (2) 取引追証拠金
- (3) 取引定時増証拠金
- (4) 取引臨時増証拠金

2 前項各号に掲げる種類の取引証拠金のほか、受託取引参加者は、委託者が証拠金預託必要額を超えて差し入れた取引証拠金（商品市場における取引の状況等により前項各号に該当しなくなったものを含む。）についても、前項と同じく、清算機構に預託しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、取引の受託について、委託者から書面による同意を得た上で委託証拠金の預託を受けることができる。

4 第1項各号に掲げる取引証拠金の種類及び第2項に規定する取引

証拠金については、委託証拠金の場合において準用する。

5 受託取引参加者は、第3項の規定による同意の取得に代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第41条第3項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容（省令第41条第6項各号に規定する種類及び内容をいう。）を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得ることができる。この場合において、当該受託取引参加者は、当該委託者から書面による同意を得たものとみなす。

6 前項の規定による承諾を得た受託取引参加者は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該委託者から、当該書面の受け入れを電磁的方法によって得てはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

7 受託取引参加者は、次の各号に掲げる委託者の場合にあっては、次の各号に定める取引証拠金の全部又は一部の差し入れ又は預託を受けないことができる。

- (1) 本所があらかじめ定める要件を満たす委託者 第1項第2号の取引証拠金
- (2) 売付けの場合にあっては、その建玉（本所の商品市場における取引に係る決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。）に係る倉荷証券（本所の商品市場において受渡しができる当該商品の保管を証するもの）を取引証拠金として差し入れた委託者 第1項第2号から第4号までの取引証拠金

第8条（代理人）

委託者は、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）を代理人として、清算機構に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻を行うものとする。

2 委託者は、清算機構に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻については、前項の受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）以外の者を代理人としないものとする。また、委託者は、当該代理人の解任をしないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本所の定款及び業務規程に基づき、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者を含む。以下この項において同じ。）が委託を受けた建玉の全部又は一部について、違約受渡玉及び違約中間玉の処理が行われた場合は、当該受託取引参加者の代理権は消滅するものとする。

第9条（有価証券等の充用）

取引証拠金は、法第101条第3項に規定する有価証券又は法第103条第5項に規定する倉荷証券（以下「充用有価証券等」という。）をもって、これに充てることができる。

2 前項の充用有価証券等の種類、銘柄及び充用価格その他充用有価証券等について必要と認められる事項は、清算機構が定めるところによるものとする。

3 第1項の充用有価証券等は、譲渡又は換金のための必要な手続きを完了したものでなければならない。

4 委託者は、第1項で定める法第101条第3項に規定する有価証券につき、株式会社証券保管振替機構の証券保管振替制度を利用する場合又は社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく振替決済制度を利用する場合であって、受託取引参加者が認め

るときは、清算機構が指定する者において委託者の口座及び当該代理人である受託取引参加者の口座を開設し、当該代理人である受託取引参加者の口座を経て清算機構との間の振替を行う契約を締結するものとする。

第10条（外貨の充用）

取引証拠金は、受託取引参加者が認める場合には、外貨をもって、これに充てることができるものとする。

- 2 前項の外貨（以下「充用外貨」という。）の種類、充用価格その他充用外貨について必要な事項は、清算機構が定めるところによるものとする。

第11条（取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期）

第7条の取引証拠金については、その額は次項から第6項までに定めるところにより、その受託取引参加者への差し入れ又は預託時期は次項、第7項及び第8項に定めるところによるものとする。

- 2 取引本証拠金の額は、本所が上場商品の種類ごとに定めた額（以下「取引本証拠金基準額」という。）を下回らない範囲において受託取引参加者が定めた額とし、委託者は取引の委託をするときにその額を当該受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。ただし、本所が定める要件に該当する委託者であって、受託取引参加者が認めた者にあつては、当該委託者は、当該委託に係る取引が成立した日（清算機構が定める計算区域毎の日をいう。）の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までにその額を受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。

- 3 取引追証拠金の額は、委託に係る本所及び受託取引参加者が指定する他の商品取引所（受託取引参加者が他の商品取引所又は他の一部の商品取引所を指定しない場合にあつては、当該指定しない商品取引所に係る取引証拠金を、本所及び指定した商品取引所に係る取引証拠金と区別して管理するものとする。）の開設する商品市場における取引の毎日の最終約定値段等による値洗損益金通算額が損計算の場合において、値洗損益金通算額（既に取引追証拠金として差し入れ又は預託すべき額があるときは、当該額を差し引いて得た額。以下この文において同じ。）が当該取引に係る取引本証拠金基準額の合計額に10分の5を乗じて得た額を超えることとなったときは、当該10分の5を乗じて得た額以上値洗損益金通算額の範囲内の額を、また値洗損益金通算額が当該10分の5を乗じて得た額の整数倍を超えるときは、当該10分の5を乗じて得た額に当該整数倍を乗じて得た額以上値洗損益金通算額の範囲内の額で受託取引参加者が定めた額とし、当該額をもって委託者への請求額とするものとする。なお、その後、当該取引に係る取引本証拠金基準額及び差し入れ又は預託すべき取引追証拠金の合計額から値洗損益金通算額を控除した額が、当該取引に係る取引本証拠金基準額を超えることとなったときは、当該上回った額を取引追証拠金の額から控除するものとする。

- 4 取引定時増証拠金の額は、1番限月（当月限納会日の日中立会終了後以降の最初の限月のことをいう。）となった取引につき本所が定めた額とする。

- 5 取引臨時増証拠金の額は、相場に著しい変動を生ずるおそれがある場合等において、本所が上場商品の種類、限月等を指定して定めた額とする。

- 6 第2項、第4項及び前項に規定する取引証拠金の額が変更されたこと又は充用有価証券等の種類、銘柄若しくは充用価格が変更されたこと又は充用外貨の種類若しくは充用価格が変更されたことにより、預り証拠金が証拠金預託必要額に不足することとなったときは、委託者は当該不足額を受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。

- 7 毎日の取引終了時に行う取引証拠金の過不足の計算において、預り証拠金が証拠金預託必要額に不足することとなったときは、委託者は当該受託取引参加者からの請求により、当該不足が生じた日（清算機構が定める計算区域毎の日をいう。）の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに当該不足額を当該受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。ただし、第4項及び第5項の事由（額の変更を含む。）により生じた不足額を受託取引参加者への差し入れ又は預託時期は本所が定めた日時までの当該受託取引参加者が指定する日時までとする。

- 8 取引の委託をする場合において、第4項及び第5項に規定する取引証拠金の差し入れ又は預託が必要とされるときは、委託者は、前項の規定にかかわらず、当該取引の委託をするときに、これらの取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。

- 9 受託取引参加者は、第3項から第6項に定める事由が生じたときは、委託者に対し、その旨を通知しなければならない。

第12条（預り証拠金余剰額の返還）

受託取引参加者は、委託者から預り証拠金余剰額の全部又は一部の返還の請求があつたときは、その請求があつた日から起算して4営業日以内に当該請求に係る額を返還しなければならない。ただし、預り証拠金余剰額が、委託者が差し入れた取引証拠金のうち金銭の額を超えることとなった場合には、この限りでない。

第13条（取引証拠金預り証の発行）

受託取引参加者は、委託者が取引の担保として取引証拠金を差し入れ又は預託したときは、当該委託者に対して、受託取引参加者の本店又は従たる営業所において取引証拠金預り証（以下この条において「預り証」という。）を発行しなければならない。その発行については、金銭にあつては差し入れ又は預託を受けたその金額を、充用有価証券等にあつては差し入れ又は預託を受けたその銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨にあつては差し入れ又は預託を受けたその外貨の種類、額及び充用価格を記載する方式により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、金融機関を介しての取引証拠金の差し入れ又は預託を受けた際の預り証の発行について、委託者から書面による同意が得られた場合にあつては、受託取引参加者は預り証の発行を省略することができる。

- 3 第7条第5項及び第6項の規定は、前項の書面による同意について準用する。

- 4 第3条第5項及び第6項の規定は、第1項の書面の発行について準用する

第14条（取引証拠金の不納による取引の処分）

受託取引参加者は、委託を受けた取引につき、委託者が第11条第2項、第7項及び第8項の規定により取引証拠金を所定の日時までに差し入れ又は預託せず、かつ、どの取引について処分を行うかにつき委託者の指示がないときは、当該委託を受けた取引の全部又は一部を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより、任意に処分することができる。

- 2 受託取引参加者は、前項の規定により取引の処分をするときは、その内容をあらかじめ当該委託者に通知しなければならない。

第4章 反対売買又は受渡しによる決済等

第15条（反対売買による決済）

受託取引参加者は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により差引損益金を計算するものとする。

- 2 前項の場合において、当該転売又は買戻しに相当する既存の取引が2以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存の取引の成立の古い順序に従って転売又は買戻しをするものとする。
- 3 受託取引参加者は、委託を受けた取引（現金決済先物取引を除く。次項において同じ。）で当月限に係るものについて、当該委託者から当月限納会日の前営業日の午後4時までにその指示がないときは、当該日時以降の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、当月限納会日の属する月の15日（休業日である場合は順次繰り上げる。以下「指示日」という。）に委託者から受託取引参加者が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までにその指示がないとき又はその指示が受託取引参加者が定める決済方法と異なるものであるときは、当該日時以降の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
- 5 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項、次条第2項、第24条、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。

第16条（受渡しによる決済）

- 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後4時まで（前条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時まで）に、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託取引参加者に差し入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後4時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れるものとする。
- 2 委託者が前項の日時までに倉荷証券又は総取引金額を差し入れないときは、受託取引参加者は、当該日時以降（前条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあって、受託取引参加者が定める日時までに倉荷証券又は総取引金額を差し入れないときは、当該日時以降）の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
 - 3 受託取引参加者が適当と認める者にあっては、本条第1項の規定にかかわらず、当月限納会日の翌営業日正午までに、売方である委託者は売付けに係る倉荷証券を、買方である委託者は買付けに係る受渡代金を受託取引参加者に差し入れることができる。
 - 4 受託取引参加者は、当該委託者が前項による受渡しを履行しないときは、本所の商品市場における受渡しにより取得した倉荷証券又は受渡代金を当該委託者の計算において処分することができる。
 - 5 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所の商品市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、買方である委託者が2人以上であり本所の商品市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券の内容が異なるときは、抽せんその他の方法により公平に配分しなければならない。
 - 6 委託者は、受方の同意を得て倉荷証券によらずして受渡しによる決済を行うことができる。この場合において、委託者は、当月限納

会日から起算して2営業日前までに、その旨を受託取引参加者に通知しなければならない。

- 7 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

第17条（委託手数料）

委託者は、取引が成立した場合（第14条第1項、第15条第3項、前条第2項、第24条、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による取引の処分を含む。）及び受託取引参加者が定める場合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受託取引参加者に支払うものとする。この場合において、委託手数料は、第2条第6号の規定にかかわらず、受託取引参加者が定めるところにより、預り証拠金から控除することができる。

第18条（差し入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済）

受託取引参加者が、委託者から差し入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の本所及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。

- 2 受託取引参加者は、委託者から委託を受けて行う本所及び他の商品取引所における取引に係る委託者の債務につき、委託者からその弁済を受けるまでは、第12条の規定にかかわらず、前項の金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物を担保として留保する。
- 3 受託取引参加者は、取引に係る委託者の債務につき、委託者が受託取引参加者の指定した日から起算して10営業日以内に債務を弁済しないときは、第1項の預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物をもって当該債務の弁済に充当することができる。この場合において、その充当につき過不足が生ずるときは、超過額については第12条の規定に準じて当該委託者に返還し、不足額については当該委託者がこれを受託取引参加者の指定する日時までに受託取引参加者に支払うものとする。
- 4 前項の規定により債務の弁済に充当するものが充用有価証券等その他の物であるときは、受託取引参加者は、当該物を換価処分することができる。この場合において、税負担及び換価費用は委託者の負担とする。
- 5 受託取引参加者は、第3項の規定により当該物をもって債務の弁済に充当するときは、あらかじめ書面をもってその旨を当該委託者に通知しなければならない。
- 6 受託取引参加者は、前項の規定による書面の通知に代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第110条に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容（省令第106条各号に規定する種類及び内容をいう。）を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該電磁的方法により、当該通知すべき事項を提供することができる。この場合において、当該受託取引参加者は、当該委託者に当該書面による通知をしたものとみなす。
- 7 前項の規定による承諾を得た受託取引参加者は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、当該書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第5章 委託者に対する通知等

第 19 条 (取引成立の通知)

受託取引参加者は、委託を受けた取引が成立したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品の種類
- (3) 委託の指示を受けた日時
- (4) 限月
- (5) 売付け又は買付けの区別
- (6) 新規又は仕切りの区別
- (7) 取引の成立した日時
- (8) 売買枚数
- (9) 成立した取引の約定値段等
- (10) 成立した取引の総取引金額
- (11) 値洗損益金通算額
- (12) 委託手数料及び仮委託手数料
- (13) 仮差引損益金通算額
- (14) 売買差損益金
- (15) 差引損益金
- (16) 預り証拠金の残高

2 委託者は、前項の通知を受けた場合において、これに異議があるときは、遅滞なく、その旨を受託取引参加者に申し出るものとする。

3 前項の異議の申立てがあった場合には、受託取引参加者は、遅滞なく、書面により当該委託者に対し、回答しなければならない。

4 前条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 1 項の書面による通知及び前項の書面による回答について準用する。

第 20 条 (取引不成立の通知)

受託取引参加者は、委託を受けた取引の全部又は一部が成立しなかったときは、遅滞なく、その旨を委託者に理由を付して通知しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、その不成立の原因が上場商品の価格が形成されない場合及び本所の業務規程に定めるところによる取引の制限によるものであるときは、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

3 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項において準用する前条第 3 項の書面による回答について準用する。

第 21 条 (受渡しによる決済の通知)

受託取引参加者は、第 16 条の規定により、委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品の種類及びその銘柄
- (3) 限月
- (4) 売付け又は買付け年月日
- (5) 売買枚数
- (6) 倉庫名
- (7) 倉荷証券番号
- (8) 成立した取引の約定値段
- (9) 格付差金
- (10) 受渡代金
- (11) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額
- (12) 諸勘定
- (13) 新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料

(14) 差引受払金

2 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の書面による通知について準用する。

第 22 条 (委託者に対する定期的な残高の照合等)

受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、定期的に毎月 1 回以上次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。

- (1) 預り証拠金の残高（金銭、充用有価証券等、充用外貨及び差引損益金通算額並びにこれらの合計額を明らかにし、充用有価証券等については、その種類、銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨については、その種類及び充用価格を明らかにすること。）
- (2) 証拠金預託必要額
- (3) 決済が結了していない取引の内訳等

イ 取引の種類

ロ 上場商品の種類

ハ 限月

ニ 売付け又は買付けの区別

ホ 取引の成立した年月日

ヘ 売買枚数

ト 約定値段等

チ 値洗損益金通算額

(4) 預り証拠金余剰額

2 受託取引参加者は、前項の規定によるほか、委託者から請求があったときは、前項各号に掲げる事項を速やかに通知しなければならない。

3 委託者は、前 2 項の規定による通知を受けた場合において、これに異議があるときは、遅滞なく、その旨を受託取引参加者に申し出なければならない。

4 前項の異議の申立てがあった場合には、受託取引参加者は、遅滞なく、書面により当該委託者に対し、回答しなければならない。

5 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 1 項の書面による通知及び前項の書面による回答について準用する。

第 23 条 (取引の処分通知)

第 19 条第 1 項の規定は、第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2、次条、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 37 条の 2 の規定による処分について準用する。

2 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の場合に準用する。

第 6 章 取引の制限等

第 24 条 (臨機の場合の措置等)

受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

- (1) 関係法令又は本所の業務規程に基づき、売買立会の臨時停止若しくは臨時開始又は取引参加者の建玉数その他の制限等により取引若しくはその受託の数量が制限され、又はこれらにつき特別の規制が行われた場合
- (2) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、違約受渡玉及び違約中間玉の処理若しくは解け合い又は臨機の措置が講ぜられた場合

- (3) 本所の業務規定に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合
- (4) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買約定の全部又は一部について取消しが行われた場合
- (5) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買注文及び権利行使の申告のうち本所が既に受け付けているものについて、効力を失わせる措置が講ぜられた場合
- (6) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた取引について、本所が市場管理上必要であると認める措置が講ぜられた場合

第 25 条（一任売買等の禁止）

受託取引参加者は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第 6 条第 1 項に掲げる事項の全部又は一部について顧客の指示を受けないでその委託を受ける行為（省令第 102 条第 1 項各号に掲げる行為を除く。）。
- (2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為（第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項、第 24 条、次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 37 条の 2 の規定により処分する場合を除く。）。
- (3) 第 6 条各号に掲げる事項の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（第 5 条第 1 項第 4 号及び第 6 号による代理人を除く。）から委託を受ける行為。

- 2 前項第 1 号かつ書きの行為については、省令第 102 条第 2 項の規定を適用するものとする。

第 26 条（取引の制限等）

受託取引参加者が委託を受けた取引について、名義の如何にかかわらず、委託者（取次者（この条において外国商品取引業者を含む。）並びに取次者に取引の委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した者を含む。以下この条において「委託者等」という。）の建玉（2 以上の受託取引参加者又は取次者へ委託し、委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した場合はその合計）が本所の定める建玉の限度を超え若しくは超えることとなった場合又は超えていると本所が認めた場合には、本所の業務規程に基づく本所の指示により、受託取引参加者は、当該限度を超える建玉を当該委託者等の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

- 2 受託取引参加者が委託を受けた取引について、当該取引が本所の商品市場又は本所以外の商品取引所に係る商品市場において単独で又は他人と共同して行う買占め、売崩し等公正な価格形成又は取引の円滑な決済を妨げ若しくは妨げるおそれがあると本所が認めた場合には、受託取引参加者は、本所の業務規程に基づく本所の指示により、当該委託者等に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。
- 3 受託取引参加者が委託を受けた取引について、本所が公正な取引を確保するために本所の業務規程に基づき当該取引の委託者等に対して説明を求め又は資料の提出を求めたときにおいて、当該委託者等がこれを拒んだ場合には、受託取引参加者は、本所の業務規程に基づく本所の指示により、当該委託者等に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。
- 4 前 3 項の場合において当該委託者等は、これに対し異議を申し立てることができない。
- 5 受託取引参加者は、第 1 項から第 3 項までの規定により取引の処

分をするときは、その旨をあらかじめ当該委託者に通知しなければならない。

第 27 条（未決済建玉の移管又は引継ぎ）

受託取引参加者は、次の各号に該当する場合であって、本所の業務規程に基づき、当該受託取引参加者（以下この条において「移管元受託取引参加者」という。）の委託に係る建玉を他の受託取引参加者（以下この条において「移管先受託取引参加者」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。

- (1) 移管元受託取引参加者と移管先受託取引参加者との間で、すべての委託に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元受託取引参加者の委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し当該双方の受託取引参加者から届け出されている場合
- (2) 移管元受託取引参加者、当該移管元受託取引参加者の委託者及び移管先受託取引参加者との間で、当該委託者に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し当該双方の受託取引参加者から届け出されている場合

- 2 前項の建玉の移管が行われることとなったときは、委託者は、移管先受託取引参加者へ第 4 条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託取引参加者に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。

- 3 第 1 項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託取引参加者を代理人として清算機構に預託したものとみなす。

- 4 受託取引参加者又は取次者は、次の各号に該当し、かつ、あらかじめ本所の承認を受けた場合は、本所の業務規定に基づき当該受託取引参加者の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託取引参加者へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託取引参加者となる者へ、又は本所が必要と認める場合には当該建玉をその認めた者へ引継ぐことができる。

(1) 受託取引参加者が他の受託取引参加者の取次者となることについて、委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合であって、かつ、委託に係る建玉を取次ぎに係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該受託取引参加者及び取次ぎ先受託取引参加者の双方から届け出されている場合

(2) 他の受託取引参加者の取次者が受託取引参加者となることについて、取次委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合であって、かつ、取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該取次者及び当該取次者の取次ぎ先受託取引参加者の双方から届け出されている場合

- 5 前項第 1 号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該取次者及び引継ぎ先受託取引参加者を代理人として、前項第 2 号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該受託取引参加者となった者を代理人として、その他本所が必要と認める場合にはその認めた者を代理人として清算機構に預託したものとみなす。

- 6 本条の規定により建玉の移管又は引継ぎが行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定

める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者、当該引継ぎ先受託取引参加者、本所又は清算機構に対して異議を申し立てることができない。

第 7 章 雑 則

第 28 条（商品取引受託業務に係る預り金についての取扱い）

受託取引参加者は、商品市場における取引につき、委託者から商品取引受託業務に係る預り金（以下「預り金」という。）として取り扱う旨についての同意を得た上で、金銭、充用有価証券等及び充用外貨の預託を受けることができる。

- 2 受託取引参加者は、前項の規定により委託者から預り金の預託を受けたときは、当該委託者に対して預り金預り証を発行しなければならない。この場合においては、第 13 条第 1 項の規定を準用する。
- 3 受託取引参加者は、前項の規定により委託者から預り金の預託を受けたときは、当該預り金について省令第 98 条第 1 項の委託者資産保全措置を講じなければならない。
- 4 受託取引参加者は、委託者の指示に基づき、預り金を取引証拠金、受渡代金その他の本所又は他の商品取引所における取引に係る債務の弁済に充当したときは、書面により、充当した後の預り金の残高を当該委託者に対して通知しなければならない。この場合においては、第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定を準用する。
- 5 第 9 条第 4 項、第 12 条、第 18 条第 1 項から第 4 項まで及び第 22 条の規定は、預り金について準用する。この場合において、第 9 条第 4 項中「清算機構が指定する者」とあるのは「法第 293 条の登録を受けた委託者保護会員制法人（以下「委託者保護基金」という。）が定める者」と、「清算機構」とあるのは「委託者保護基金」と読み替えるものとする。

第 29 条（特別費用の請求）

受託取引参加者は、委託を受けた取引につき、委託者のために特に要した費用を当該委託者に請求することができる。

第 30 条（預託金銭の利息）

清算機構は、委託者等からその代理人をして預託を受け管理している取引証拠金その他の金銭及び有価証券に対して、その利息を支払わない。

第 31 条（充用有価証券等の使用制限）

受託取引参加者は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた充用有価証券等については、委託の趣旨に反して、担保として提供し、貸付け、その他の処分をしてはならない。ただし、委託者の書面による同意を得て、金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合には、この限りでない。

- 2 前項において担保として提供し得る金融機関の範囲は、代行業社、銀行、信用協同組合、信用金庫、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会、信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう。）並びに保険会社に限るものとする。

第 32 条（清算機構への取引証拠金の返還請求権等）

本所の業務規程に基づき、委託をした建玉の全部又は一部について違約受渡玉及び違約中間玉の処理が行われた場合には、委託者は、清算機構が管理している取引証拠金について返還請求権を有している場合には、清算機構が定めるところにより、清算機構に対し返還請求権を行使することができる。この場合において、

取引証拠金として差換預託された充用有価証券等又は充用外貨は、換金処分（その費用は当該取引証拠金の額から差し引く）し、預託された委託証拠金が充用有価証券等又は充用外貨のいずれであるかにかかわらず金銭でのみ返還が行われるものとする。なお、取引証拠金として差換預託された充用有価証券等又は充用外貨の相場の変動等により、返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがある。

- 2 前項の規定による請求によって返還された取引証拠金の額が、委託者が有する債権額に不足するときは、委託者保護基金が定めるところにより、委託者保護基金に請求することができる。

第 33 条（苦情及び仲介の申出）

委託者は、受託取引参加者が行う商品取引受託業務に関して、法第 241 条に規定する商品先物取引協会に苦情及び紛争のあっせん若しくは調停を申し出ることができる。

- 2 委託者は、受託取引参加者が行う商品取引受託業務に関して、前項の商品先物取引協会が取り扱う紛争以外の紛争の処理について、本所が定める紛争処理規程の定めにより、本所にその仲介を申し出ることができる。
- 3 前 2 項の申出期限は、当該苦情又は紛争の原因たる事実が起こった日から 3 年以内とする。

第 34 条（取引参加者である委託者に対する特例）

受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、準則の交付を要しない。

- 2 受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、この準則の規定にかかわらず、取引証拠金の差し入れについて特約を結ぶことができる。この場合において、受託取引参加者は、その写しを本所に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、準取引参加者である委託者について準用する。

第 35 条（取次者に対する市場管理に係る通知等）

受託取引参加者は、本所からの市場管理に係る通知又は指示を受けたときは、速やかにその取次者に通知しなければならない。

第 36 条（取次者に対する定期的な残高の照合等）

受託取引参加者は、第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、その取次者に対し、毎営業日ごとに同項に定める処理を行うものとする。

- 2 取次者は、同条第 3 項の規定にかかわらず、受託取引参加者から同条に定める通知を受けた場合において、これに異議があるときは、通知を受けた翌営業日までに当該受託取引参加者に申し出なければならない。

第 37 条（取次者の遵守事項等）

第 1 条第 2 項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定（第 1 条第 2 項（本文）、第 5 条第 4 項、第 7 条第 7 項、第 11 条第 2 項ただし書き、第 16 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項、第 33 条第 2 項、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 36 条、第 40 条、第 40 条の 2、第 40 条の 2 の 2、第 40 条の 3、第 45 条第 2 項第 1 号ただし書き、第 2 号及び第 3 号並びに第 3 項第 2 号、第 49 条の 9、第 56 条第 1 項ただし書き並びに第 70 条を除く。）を準用するものとする。

- 2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料を受託取引参加者を通じて提出すること。

(2) 取次者は、受託取引参加者に自己の計算をもってする取引と取次委託者に係る取引と区分して指示を行うこと。

(3) 取次者は、受託取引参加者に対し差し入れ又は預託する証拠金について、取次委託者から差し入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は取次委託者から取次証拠金の預託を受けて差し入れた取引証拠金又は委託証拠金の区分並びにそれぞれの額について毎営業日ごとに通知すること。

(4) 取次者は、第5条第4項に掲げる取引の委託の取次ぎを行わないこと。

3 第7条第3項及び第4項の規定は、取次証拠金について準用する。

4 取次者は、次の各号に該当する場合であつて本所が当該取次者(以下「移管元取次者」という。)の取引の委託の取次ぎに係る建玉を取次先受託取引参加者、取次先受託取引参加者の他の取次者、他の受託取引参加者又は他の受託取引参加者の取次者(以下この項、及び第5項から第7項までにおいて「移管先受託取引参加者等」という。)へ移管を行わせることとなつたときは、その旨を取次委託者へ通知しなければならない。

(1) 移管元取次者と移管先受託取引参加者等(取次者にあつては取次先受託取引参加者を含む。以下本号及び次号において同じ。)との間で、すべての取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元取次者の取次委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等(取次者にあつては取次先受託取引参加者)から届け出されている場合

(2) 移管元取次者、当該移管元取次者の取次委託者及び移管先受託取引参加者等との間で、当該取次委託者の取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等(取次者にあつては取次先受託取引参加者)から届け出されている場合

5 前項の建玉の移管が行われることとなつたときは、取次委託者は、移管先受託取引参加者等へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託取引参加者等に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。

6 第4項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金(直接預託に限る。)は、移管先受託取引参加者等(取次者にあつては取次者及び取次先受託取引参加者)を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。

7 第4項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、本所又は清算機構に対して異議を申し立てることができない。

第37条の2(取次者の取引の処分の特例)

受託取引参加者は、取次者が破産手続開始の決定を受けたときであつて、当該取次者とあらかじめ合意がある場合には、委託を受けた取引の全部又は一部を当該取次者の計算において転売又は買戻しにより、処分するものとする。この場合において、当該取次者は、これに対し異議を申し立てることができない。

第38条(受託取引参加者が非清算参加者である場合の特例)

受託取引参加者が非清算参加者である場合における商品清算取引の委託の取次ぎ及び商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定を準用するものとする。この場合において、「委託者」とあるのは「清算取次委託者」と、「取次者」とあるのは「清算取次者」と、「取次委託者」とあるのは「清算取次者に対する委託者」と、「取次証拠金」とあるのは「清算取次証拠金」と読み替えるものとする。

第39条(準則の解釈)

この準則の解釈について疑義が生じたときは、本所がその解釈を決定する。

第8章 ギブアップの特例

第40条(ギブアップ)

ギブアップとは、取引注文を執行する受託取引参加者(以下この章において「付替元受託取引参加者」という。)に委託をして売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者(以下この章において「付替先受託取引参加者」という。)に付替えることをいう。

第40条の2(ギブアップの要件等)

委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、本所が別に定める要件を満たし、かつ、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者の承諾(「テイクアップ申出」という。以下同じ。)があることを条件にこれを行うことができるものとする。

2 委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者とそれぞれ第4条第1項に基づく受託契約を締結し、付替先受託取引参加者に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。

3 委託者が付替元受託取引参加者に委託して成立したギブアップに係る売買約定が、本所が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての委託者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。

4 ギブアップにより発生した売買約定については、委託者が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。

5 付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者がギブアップに係る取引の委託を受ける場合には、次の各号に掲げる事項について、当該付替元受託取引参加者、当該付替先受託取引参加者及び当該委託をしようとする委託者の間でギブアップに係る契約を締結するものとする。

- (1) 委託手数料の額並びにその徴収者及び徴収方法
- (2) テイクアップ申出を行わなかった場合の措置に関する事項
- (3) 委託者から付替先受託取引参加者に対するギブアップに係る取引容の報告に関する事項

第40条の2の2(取次ぎ等によるギブアップの要件等)

前条の規定にかかわらず、付替元受託取引参加者に対する取引の委託又は付替先受託取引参加者に対する取引の委託のいずれか又は双方が取次者等(取次者及び外国商品取引業者をいう。)によるものである場合には、本所が別に定める要件を満たし、かつ、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者のテイクアップ申出があることを条件にギブアップに係

る取引を行うことができるものとする。

2 前項のギブアップに係る取引を行おうとするときは、次の各号に定める者の間において、第4条第1項に基づく受託契約（受託契約に相当する契約を含む。）を締結し、委託者、取次者等又は取次委託者等（取次委託者及び外国商品取引業者に取引の委託の取次ぎの依頼を行う者をいう。）は付替先受託取引参加者又は取次者等に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。

(1) 付替元受託取引参加者に対する取引の委託又は付替先受託取引参加者に対する取引の委託のいずれかが取次者等によるものである場合には、付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者と取次者等との間、付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者と委託者との間並びに取次者等と取次委託者等との間

(2) 付替元受託取引参加者に対する取引の委託及び付替先受託取引参加者に対する取引の委託の双方が取次者等によるものである場合には、付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者とそれぞれの取次者等との間及びそれぞれの取次者等と取次委託者等との間

3 第1項の規定に基づくギブアップに係る取引により、付替元受託取引参加者に委託して成立したギブアップに係る売買約定が、本所が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、当該売買約定についての委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託があらたに成立するものとする。

(1) 付替元受託取引参加者に対する委託が取次者等によるものであり、かつ、付替先受託取引参加者に対する委託が取次者等によるものである場合

当該売買約定についての取次者等と付替元受託取引参加者との間の委託及び取次委託者等と取次者等との間の委託の取次ぎの委託又は依頼が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての取次者等と付替先受託取引参加者との間の委託及び取次委託者等と取次者等との間の委託の取次ぎの委託又は依頼があらたに成立するものとする。

(2) 付替元受託取引参加者に対する委託が委託者によるものであり、かつ、付替先受託取引参加者に対する委託が取次者等によるものである場合

当該売買約定についての委託者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての取次者等と付替先受託取引参加者との間の委託及び取次委託者等と取次者等との間の委託の取次ぎの委託又は依頼があらたに成立するものとする。

(3) 付替元受託取引参加者に対する委託が取次者等によるものであり、かつ、付替先受託取引参加者に対する委託が委託者によるものである場合

当該売買約定についての取次者等と付替元受託取引参加者との間の委託及び取次委託者等と取次者等との間の委託の取次ぎの委託又は依頼が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。

4 第1項の規定に基づくギブアップにより発生した売買約定については、取次者等、委託者又は取次委託者等が付替先受託取引参加者又は取次者等に委託し、委託の取次ぎを委託し、又は依頼して成立

した売買約定とみなす。

5 第1項の規定に基づくギブアップに係る取引の委託を付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者が受ける場合には、次の各号に掲げる事項について、当該付替元受託取引参加者と当該付替先受託取引参加者との間でギブアップに係る契約を締結するものとする。

(1) 委託手数料の額並びにその徴収者及び徴収方法

(2) テイクアップ申出を行わなかった場合の措置に関する事項

(3) 取次委託者等、取次者等又は委託者から付替先受託取引参加者に対するギブアップに係る取引内容の報告に関する事項

6 第1項の規定に基づくギブアップに係る取引を行おうとするときは、前項に準じた契約を次の各号に掲げる者の間で締結するものとする。

(1) 付替元受託取引参加者に対する取引の委託又は付替先受託取引参加者に対する取引の委託のいずれかが取次者等によるものである場合には、当該取次者等、取次委託者等及び取次委託者等と同一者である委託者から取引の委託を受ける付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者

(2) 付替元受託取引参加者に対する取引の委託又は付替先受託取引参加者に対する取引の委託の双方が取次者等によるものである場合には、双方の当該取次者等及び取次委託者等

第40条の2の3（取次者に委託した外国商品取引業者に係るギブアップの要件等）

前2条の規定にかかわらず、付替元受託取引参加者に対する取引の委託又は付替先受託取引参加者に対する取引の委託のいずれか又は双方が取次者によるものであって、かつ、取次者に対する委託の取次ぎの委託のいずれか又は双方が外国商品取引業者によるものである場合には、本所が別に定める要件を満たし、かつ、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者のテイクアップ申出があることを条件にギブアップに係る取引を行うことができるものとする。

2 前項のギブアップに係る取引を行おうとするときは、次の各号に定める者の間において、第4条第1項に基づく受託契約（受託契約に相当する契約を含む。）を締結し、委託者、取次委託者、外国商品取引業者に取引の委託の取次ぎを依頼し、若しくはその委託の取次ぎを依頼した者（以下「外国依頼者」という。）、取次者又は外国商品取引業者は、付替先受託取引参加者、取次者又は外国商品取引業者に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。

(1) 付替元受託取引参加者に対する取引の委託又は付替先受託取引参加者に対する取引の委託のいずれかが取次者によるものであって、かつ、取次者の取次委託者が外国商品取引業者である場合には、付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者と取次者との間、付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者と委託者との間、取次者と取次者の取次委託者である外国商品取引業者との間及び取次委託者である外国商品取引業者と外国依頼者との間

(2) 付替元受託取引参加者に対する委託及び付替先受託取引参加者に対する委託の双方が取次者によるもので

あって、かつ、取次者の取次委託者のいずれかが外国商品取引業者である場合には、付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者とそれぞれの取次者との間、取次者と取次者の取次委託者である外国商品取引業者との間、取次者と取次委託者との間並びに取次委託者である外国商品取引業者と外国依頼者との間

(3) 付替元受託取引参加者に対する委託及び付替先受託取引参加者に対する委託の双方が取次者によるものであって、かつ、取次者に対する取引の委託の取次ぎの委託の双方が外国商品取引業者である場合には、付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者とそれぞれの取次者との間、取次者とそれぞれの取次委託者である外国商品取引業者との間並びに取次委託者である外国商品取引業者とそれぞれの外国依頼者との間

(4) 付替元受託取引参加者に対する取引の委託又は付替先受託取引参加者に対する取引の委託のいずれかが取次者によるものであって、かつ、取次者の取次委託者が外国商品取引業者であり、かつ、付替元受託取引参加者に対する取引の委託又は付替先受託取引参加者に対する取引の委託のいずれかが外国商品取引業者である場合には、付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者と取次者との間、付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者と委託者である外国商品取引業者との間、取次者と取次者の取次委託者である外国商品取引業者との間並びに取次委託者である外国商品取引業者と外国依頼者との間及び委託者である外国商品取引業者と外国依頼者との間

3 第1項の規定に基づくギブアップに係る取引により、付替元受託取引参加者に委託して成立したギブアップに係る売買約定が、本所が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、当該売買約定についての委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託があらたに成立するものとする。

(1) 付替元受託取引参加者に対する委託が委託者によるものであり、付替先受託取引参加者に対する委託が取次者（以下「付替先取次者」という。）によるものであって、かつ、付替先取次者に対する委託の取次ぎの委託が外国商品取引業者（以下「付替先外国商品取引業者」という。）によるものである場合

当該売買約定についての委託者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての付替先取次者と付替先受託取引参加者との間の委託、付替先外国商品取引業者と付替先取次者との間の委託の取次ぎの委託及び外国依頼者と付替先外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼があらたに発生するものとする。

(2) 付替元受託取引参加者に対する委託が取次者（以下「付替元取次者」という。）によるものであり、付替元取次者に対する委託の取次ぎの委託が外国商品取引業者（以下「付替元外国商品取引業者」という。）によるものであって、かつ、付替先受託取引参加者に対する委託が委託者によるものである場合

当該売買約定についての付替元取次者と付替元受託

取引参加者との間の委託、付替元外国商品取引業者と付替元取次者との間の委託の取次ぎの委託及び外国依頼者と付替元外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに発生するものとする。

(3) 付替元受託取引参加者に対する委託が付替元取次者によるものであり、付替先受託取引参加者に対する委託が付替先取次者であって、かつ、付替先取次者に対する委託の取次ぎの委託が付替先外国商品取引業者によるものである場合

当該売買約定についての付替元取次者と付替元受託取引参加者との間の委託及び取次委託者と付替元取次者との間の委託の取次ぎの委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての付替先取次者と付替先受託取引参加者との間の委託、付替先外国商品取引業者と付替先取次者との間の委託及び外国依頼者と付替先外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼があらたに発生するものとする。

(4) 付替元受託取引参加者に対する委託が付替元取次者によるものであり、付替元取次者に対する委託の取次ぎの委託が付替元外国商品取引業者によるものであって、かつ、付替先受託取引参加者の委託が付替先取次者によるものである場合

当該売買約定についての付替元取次者と付替元受託取引参加者との間の委託、付替元外国商品取引業者と付替元取次者の委託の取次ぎの委託及び外国依頼者と付替元外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての付替先取次者と付替先受託取引参加者との間の委託及び外国依頼者と付替先取次者との間の委託の取次ぎの委託があらたに発生するものとする。

(5) 付替元受託取引参加者に対する委託が付替元取次者によるものであり、付替元取次者に対する委託の取次ぎの委託が付替元外国商品取引業者によるものであって、かつ、付替先受託取引参加者に対する委託が付替先取次者によるものであり、付替先取次者に対する委託の取次ぎの委託が付替先外国商品取引業者によるものである場合

当該売買約定についての付替元取次者と付替元受託取引参加者との間の委託、付替元外国商品取引業者と付替元取次者との間の委託の取次ぎの委託及び外国依頼者と付替元外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての付替先取次者と付替先受託取引参加者との間の委託、付替先外国商品取引業者と付替先取次者との間の委託の取次ぎの委託及び外国依頼者と付替先外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼があらたに発生するものとする。

(6) 付替元受託取引参加者に対する委託が付替元外国商品取引業者によるものであり、付替先受託取引参加者に対する委託が付替先取次者によるものであって、かつ、付替先取次者に対する委託の取次ぎの委託が付替先外国商品取引業者によるものである場合

当該売買約定についての付替元外国商品取引業者と付替

元受託取引参加者との間の受託及び外国依頼者と付替元外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの依頼が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての付替先取次者と付替先受託取引参加者との間の委託、付替先外国商品取引業者と付替先取次者との間の委託の取次ぎの委託及び外国依頼者と付替先外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼があらたに発生するものとする。

- (7) 付替元受託取引参加者に対する委託が付替元取次者によるものであり、付替元取次者に対する委託の取次ぎの委託が付替元外国商品取引業者によるものであって、かつ、付替先受託取引参加者に対する委託が付替先外国商品取引業者によるものである場合

当該売買約定についての付替元取次者と付替元受託取引参加者との間の委託、付替元外国商品取引業者と付替元取次者との間の委託の取次ぎの委託及び外国依頼者と付替元外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての付替先外国商品取引業者と付替先受託取引参加者との間の委託及び外国依頼者と付替先外国商品取引業者との間の委託の取次ぎの依頼があらたに発生するものとする。

- 4 第1項の規定に基づくギブアップにより発生した売買約定については、付替元取次者、付替元外国商品取引業者、取次委託者、委託者又は外国依頼者が付替先受託取引参加者、付替先取次者又は付替先外国商品取引業者に委託し、委託の取次ぎを委託し、若しくはその取次ぎを依頼して成立した売買約定とみなす。
- 5 第1項の規定に基づくギブアップに係る取引の委託を付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者が受ける場合には、次の各号に掲げる事項について、当該付替元受託取引参加者と当該付替先受託取引参加者との間でギブアップに係る契約を締結するものとする。
- (1) 委託手数料の額並びにその徴収者及び徴収方法
 - (2) テイクアップ申出を行わなかった場合の措置に関する事項
 - (3) 取次者又は委託者から付替先受託取引参加者に対するギブアップに係る取引内容の報告に関する事項
- 6 第1項の規定に基づくギブアップに係る取引を行おうとするときは、前項に準じた契約を次の各号に掲げる者の中で締結するものとする。
- (1) 第3項第1号の場合にあつては、付替元受託取引参加者、付替元受託取引参加者の委託者及び付替先外国商品取引業者の間
 - (2) 第3項第2号の場合にあつては、付替元外国商品取引業者、付替先受託取引参加者及び付替先受託取引参加者の委託者の間
 - (3) 第3項第3号の場合にあつては、付替元取次者、付替元取次者の取次委託者及び付替先外国商品取引業者の間
 - (4) 第3項第4号の場合にあつては、付替元外国商品取引業者、付替先取次者及び付替先取次者の取次委託者の間
 - (5) 第3項第5号、第6号及び第7号の場合にあつては、付替元外国商品取引業者、付替先外国商品取引業者及び外国依頼者

第40条の3（ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項）

委託者が、第40条の2の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託取引参加者に対し、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1) 当該取引がギブアップに係る取引である旨

(2) 付替先受託取引参加者の名

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者は、付替元受託取引参加者との間で前項に規定する指示についての時限について同意がある場合には、当該時限までに、前項各号に掲げる事項を当該付替元受託取引参加者に指示するものとする。
- 3 前2項の規定は、第40条の2の2に基づく取次ぎ等によるギブアップに係る取引の委託又は委託の取次ぎの委託若しくは依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「取次委託者等、委託者又は取次者等」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者又は取次者等」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前条に基づく取次者に委託した外国商品取引業者に係るギブアップに係る取引の委託又は委託の取次ぎの委託の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「外国依頼者、取次委託者、委託者、付替元外国商品取引業者又は付替元取次者」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者、付替元取次者又は付替元外国商品取引業者」と読み替えるものとする。

第8章の2 損失限定取引の特例

第40条の4（受託契約の締結前の書面交付の特例）

受託取引参加者は、委託者から取引の委託（オプション取引に係る委託を除く。以下、この章において同じ。）を受けるときは、次に掲げる制度「以下「ロスカット制度」という。）のうち、いずれかを整備しなければならない。

- (1) ロスカット約款等（受託取引参加者が定めるロスカット制度に関する約款をいう。以下同じ。）に基づき、あらかじめ定めた時点で、個別建玉ごとに取引本証拠金基準額の2分の1以内の範囲であらかじめ委託者が同意した損失限度に達した場合に、ロスカット約款に定めた時点において当該建玉の転売又は買戻しの注文が執行される制度又はこれと同様の制度。
- (2) ロスカット約款に基づき、あらかじめ定めた時点で、建玉の数量に取引本証拠金基準額を乗じて得た額の2分の1以内の範囲であらかじめ委託者が同意した損失限度に達した場合に、ロスカット約款に定めた時点において当該建玉の全ての転売又は買戻しの注文が執行される制度又はこれと同様の制度。
- (3) ロスカット約款に基づき、あらかじめ定めた時点で、取引証拠金として預託を受けた額の範囲であらかじめ委託者が同意した損失限度に達した場合に、ロスカット約款に定めた時点において当該建玉の全ての転売又は買戻しの注文が執行される制度又はこれと同様の制度。

2 受託取引参加者は、委託者から委託を受けるときは、当該委託者に対し、次の事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 前項各号のうち、当該受託取引参加者において選択できるロスカット制度の内容及び委託者はロスカット制度を選択できること。
- (2) 委託者がロスカット制度を選択した場合にあつては、受託取引参加者はロスカット約款に基づき、前項各号に規定する損失限度へ達したことをもって転売又は買戻しの注文を執行するが、市場の状況によっては当該損失限度を超える損失が生じる可能性、又は、当該損失限度内で取引が結了する可能性があること。

3 受託取引参加者は、前項の規定に基づき書面を交付した場合には、その記載事項について委託者（省令第107条各号に掲げる者を除く。第40条に8第2項において同じ。）が理解できるように説明をしなければならない。

- 4 第3条第5項及び第6項の規定は、第2項の書面交付についても準用する。
- 第40条の5（ロスカット制度に係る申し出）
- 委託者は、ロスカット制度の適用を受けようとする場合は、ロスカット約款に従って取引を行う旨を書面により申し出なければならない。
- 2 委託者は、ロスカット約款に従って行う取引を他の方法による取引に変更しようとするときは、受託取引参加者が定めるところにより、書面により申し出なければならない。
- 3 第4条第3項に規定は、前2項の申出について準用する。

第40条の6（委託の指示の特例）

委託者がロスカット制度による取引の委託を行った場合にあつては、ロスカット約款に従って行われた転売又は買戻しの注文については、委託者が第6条の指示を行ったものとする。

第40条の7（取引証拠金の取扱いの特例）

委託者がロスカット制度による取引の委託を行った場合は、受託取引参加者は当該取引に係る取引証拠金を、他の取引に係る取引証拠金と区分して管理するものとする。

第40条の8（電子取引の特例）

委託者が、電子取引により取引の委託を行う場合は、受託取引参加者は、第40条の4に規定するもののほか、これによらない場合にあっては損失を極力限定できる注文が発注できる旨の書面を交付しなければならない。

- 2 受託取引参加者は、前項の規定に基づき書面を交付した場合には、その記載事項について委託者が理解できるように説明をしなければならない。
- 3 第3条第5項の規定は、第1項の書面交付に付いて準用する。

第9章 商品市場の特例

第1節 貴金属市場の特例

第41条（受渡しによる決済の特例）

委託者は、売建玉について受渡しにより決済を行おうとする場合は、当月限納会日から起算して7営業日前に当たる日まで（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあつては、受託取引参加者が定める日時まで）に、受渡しに提供する貴金属地金を、本所が指定する鑑定業者（以下『指定鑑定業者』という。）に鑑定のために引き渡さねばならない。この場合において、委託者が倉荷証券の発行を希望しない場合は、その旨を意思表示しなければならない。

- 2 前項の場合において、指定鑑定業者から、受渡しに提供する貴金属地金が受渡供用品に該当する旨の連絡を受けた場合には、委託者は、遅滞なく、指定鑑定業者から、本所が指定する倉庫業者の発行する倉荷証券（倉荷証券の発行を希望しない旨の意思表示をした場合には貨物引受証）の交付を受けなければならない。
- 3 前2項の規定は、本所が指定した者については適用しない。
- 4 前各号に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規定を準用する。

第41条の2（取引証拠金の差し入れ又は預託の特例）

白金の取引にあつては、第7条第1項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、商品市場における取引の受託について、委託者がその担保として差し入れた次の各号に掲げる種類の取引証拠金を、当該委託者の代理人として清算機構に預託しなければならない。

- (1) 取引本証拠金

- (2) 取引追証拠金
(3) 取引定時増証拠金
(4) 取引臨時増証拠金
(5) 取引受渡証拠金

第41条の3（取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期の特例）

前条第1号から第4号に掲げる取引証拠金については、その額は第11条第2項から第6項を、その受託取引参加者への差し入れ又は預託時期は、同条第2項、第7項及び第8項を適用し、前条第5号に掲げる取引証拠金の額及びその差し入れ又は預託時期は、次項に定めるところによるものとし、第11条の証拠金預託必要額の計算の対象外とする。

- 2 取引受渡証拠金の額は、本所の定めた額とし、委託者は、取引を申告受渡しにより決済しようとするときは、取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託するものとする。ただし、売方の委託者にあつては、受渡日から、買方の委託者にあつては、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。

第41条の4（反対売買による決済の特例）

本所は、受託取引参加者が委託を受けた金又は白金の現金決済先物取引で当月限に係るものについて当該委託者による転売又は買戻しが当月限取引最終日までに行われなるときは、当月限最終決済日において、本所が定めた価格により、当該取引を当該委託者の計算において決済するものとする。この場合において、当該決済は受託取引参加者が当該委託者の計算において行ったものとみなす。

第2節 石油市場の特例

第42条（取引証拠金の差し入れ又は預託の特例）

第7条第1項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、商品市場における取引の受託について、委託者がその担保として差し入れた次の各号に掲げる種類の取引証拠金を、当該委託者の代理人として清算機構に預託しなければならない。

- (1) 取引本証拠金
(2) 取引追証拠金
(3) 取引定時増証拠金
(4) 取引臨時増証拠金
(5) 取引受渡証拠金

第43条（取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期の特例）

前条第1号から第4号に掲げる取引証拠金については、その額は第11条第2項から第6項を、その受託取引参加者への差し入れ又は預託時期は、同条第2項、第7項及び第8項を適用し、前条第5号に掲げる取引証拠金の額及びその差し入れ又は預託時期は、次項に定めるところによるものとし、第11条の証拠金預託必要額の計算の対象外とする。

- 2 取引受渡証拠金の額は、本所の定めた額とし、委託者は、取引を受渡しにより決済しようとするときは、取引受渡証拠金を当月限納会日（申告受渡しにあつては、当該決定日）から本所の定める日までの間差し入れ又は預託するものとする。ただし、買方の委託者であつて当該受渡しに係る総取引金額を当月限納会日の前営業日の午後4時まで（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあつては、第16条第1項の規定により受託取引参加者が定める日時まで）に受託取引参加者に差し入れた場合は除く。

第44条（反対売買による決済の特例）

本所は、受託取引参加者が委託を受けた原油の取引で当月限に係るものについて当該委託者による転売又は買戻しが当月限取引最終日までに行われなるときは、当月限最終決済日において、本所が定めた所定の方法により算出された価格により、当該取引を当該委託者の計算において決済するものとする。この場合において、当該決済は受託取引参加者が当該委託者の計算において行ったものとみなす。

第 45 条 (ガソリン、灯油の受渡しによる決済の特例)

ガソリン、灯油の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条の規定にかかわらず本条の規定により行うものとする。

2 売方である委託者は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 当月限納会日の前営業日の午後 4 時まで (第 15 条第 4 項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時まで) に、当該売付けを受渡しにより行うことを保証する書面等及び出荷依頼書等を受託取引参加者に差し入れるものとする。ただし、受託取引参加者は、売方の委託者より出荷依頼書等に代えて当該売付けに係る総取引金額相当額を取引受渡証拠金として預託を受けることができる。
- (2) 出荷依頼書等に代えて当該売付けに係る総取引金額相当額を取引受渡証拠金として差し入れ又は預託している場合は、当月限受渡日の前々営業日の午後 4 時までに出荷依頼書等を受託取引参加者に差し入れるものとする。
- (3) 受託取引参加者が適当と認める者にあつては、第 1 号の規定にかかわらず、当月限受渡日の前々営業日の午後 4 時まで、出荷依頼書等を受託取引参加者に差し入れることができる。

3 買方である委託者は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 当月限納会日の前営業日の午後 4 時まで (第 15 条第 4 項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時まで) に、買付けに係る総取引金額 (ガソリンにあっては、受渡数量に見合う揮発油税及び地方揮発油税の税額分として加算した金額 (以下「ガソリン税」という。) を含む。以下本条において同じ。) を受託取引参加者に差し入れるものとする。
- (2) 受託取引参加者が適当と認める者にあつては、前号の規定にかかわらず、当月限受渡日の前々営業日の午後 4 時まで、買付けに係る総取引金額を受託取引参加者に差し入れることができる。
- (3) 当月限受渡日の前々営業日の午後 4 時まで、買付けの受渡代金 (ガソリン税を含む。以下本条において同じ。) に係る消費税に相当する金額を受託取引参加者に差し入れるものとする。
- (4) 受渡日の翌々営業日正午までに受渡完了通知書を受託取引参加者に差し入れるものとする。

4 受託取引参加者は、納会日の前営業日の午後 4 時まで (第 15 条第 4 項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時まで) に、委託者が売方であるときは第 2 項第 1 号に定めるもの、委託者が買方であるときは第 3 項第 1 号に定めるものを受託取引参加者に差し入れないときは、当該日時以降 (第 15 条第 4 項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合に

あつては、受託取引参加者が定める日時までにこれらのものを差し入れないときは、当該日時以降) の売買立会において、当該取引を委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

5 受託取引参加者は、委託者が受渡しを履行しないときは、本所の商品市場における受渡しにより取得した出荷依頼書等及び受渡代金を当該委託者の計算において処分することができる。

6 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済 (受渡しの一部が終了した場合を含む。) するものについて以下のとおり行うものとする。

- (1) 買方である委託者に対しては、受渡日の前営業日までに本所の商品市場における受渡しにおいて受領した出荷依頼書等を交付しなければならない。
- (2) 本所の商品市場における受渡しにおいてそれぞれ相違する複数枚数の受渡品の割当てを受けた場合、買方である委託者が 2 人以上いるときは抽せんその他の方法により受渡品を公平に配分しなければならない。
- (3) 売方である委託者に対しては、本所の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡代金及び受渡代金に係る消費税に相当する金額 (以下本条において「受渡代金等」という。) について、遅滞なく交付しなければならない。

7 受渡数量と受渡品の量目との間に本所が定める範囲内で過不足が生じた場合、受託取引参加者は当該増量分若しくは当該減量分に係る受渡代金等の受払いを以下のとおり行うものとする。

(1) 受渡品の量目が増量した場合

ア 買方である委託者から、当月限最終受渡日の 3 営業日後の午前 10 時までに当該増量分に係る受渡代金等の差し入れを受けるものとする。

イ 売方である委託者に対して、前項第 3 号の規定に基づき当該増量分に係る受渡代金等を交付するものとする。

(2) 受渡品の量目が減量した場合

ア 買方である委託者に対して、本所の商品市場における受渡しにおいて受領した当該減量分に係る受渡代金等を受領した後、遅滞なく交付するものとする。

イ 売方である委託者に対して、当該減量分に係る受渡代金等を減じて前項第 3 号の規定に基づき受渡代金等を交付するものとする。

8 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

第 46 条 (軽油の受渡しによる決済の特例)

軽油の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条の規定にかかわらず本条の規定により行うものとする。

2 軽油の取引を受渡しにより決済を行うことができる委託者は、本所が業務規程第 60 条に基づく軽油の受渡しに関する通知を行うことについて承諾する旨の書面を差し入れている者 (本所の取引参加者である委託者を除く。) であつて、売方については第 1 号に掲げる者 (業務規程に基づく申告受渡を行う場合に限り、第 2 号に掲げるものを含む。)、買方については次の各号の一に該当する者とする。ただし、取次委託者を除く。

- (1) 元売業者 (地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 144 条第 1 項第 2 号に規定する元売業者であり、かつ、同法第 144 条の 15 第 3 項に規定する登録特別徴収義務者 (以下「登録特別徴収義務者」という。) である者をいう。)
- (2) 軽油現受渡業者 (特約業者 (地方税法第 144 条第 1 項第 3 号に規定する特約業者であり、かつ、登録特別徴収義務者

である者)であって、本所が定める「軽油現受渡業者の登録に係る実施要領」に基づき本所に登録した者をいう。以下同じ。)

- (3) 販売業者(軽油を販売することを業として行う者であって、石油受渡細則に定める販売業者をいう。)
- (4) 需要家(軽油を使用して事業を行う者であって、石油受渡細則に定める需要家をいう。)

3 前項各号に規定する者が受渡しできる枚数は、本所が石油受渡細則に定める軽油の受渡しに係る上限数量を超えることができない。

4 受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号の一に該当する場合にあっては、当月限納会日の前営業日の午後4時以降(第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、当該指示日時以降)の売買立会において、当該各号の取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

- (1) 当該委託者が第2項に規定する者でないときは、当該取引
- (2) 第2項に規定する委託者の取引が石油受渡細則に規定する軽油の受渡しに係る上限数量を超えることとなったときは、当該取引のうち石油受渡細則に規定する軽油の受渡しに係る上限数量を超える取引

5 受託取引参加者は、委託を受けた軽油の取引を受渡しにより決済しようとするときは、その都度当該取引を委託した者が第2項に該当する者であることを確認するものとする。

6 受託取引参加者は、委託者が受渡しによって決済を行う場合は、当該受渡し完了するまでに、当該委託者の名称、事務所の所在地及び連絡先、受渡数量、受渡場所並びに受渡日について、当該受渡しに係る相手方である市場取引参加者又は受託取引参加者に通知しなければならない。

7 受託取引参加者は、当該受渡しに係る相手方から前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を受渡しの当事者たる委託者に通知しなければならない。

8 委託者は、前項の通知を受けたときは、その内容を確認し、その旨を証する軽油受渡当事者確認書に署名及び捺印の上、取引を委託する受託取引参加者に提出しなければならない。

9 受託取引参加者は、軽油の受渡しに係る取引の委託を受けるに当たり、あらかじめ委託者から前3項に定める内容について同意を得ていなければならない。

10 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、前条各項の規定を準用する。

第47条(受渡しによる決済通知)

受託取引参加者は、委託を受けた取引を受渡しにより決済(受渡しの一部が終了した場合を含む。)したときは、第21条の規定にかかわらず本条の規定により、遅滞なく、書面により次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品の種類及び銘柄
- (3) 限 月
- (4) 売付け又は買付け年月日
- (5) 売買枚数(受渡数量)
- (6) 受渡場所
- (7) 受渡日
- (8) 成立した取引の約定値段等
- (9) 格付差金(出荷格差)
- (10) 受渡代金(ガソリンにあってはガソリン税、軽油にあっ

て軽油引取税が課税される受渡しを行う場合は、当該税額分を含む。)

- (11) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額
- (12) 諸勘定
- (13) 新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料
- (14) 差引受払金

2 第18条第6項及び第7項の規定は、前項の書面による通知について準用する。

第2節の2 中京石油市場の特例

第47条の2(中京石油市場の特例)

第42条、第43条、第45条及び前条の規定は、中京石油市場について準用する。この場合において、前条第1項第10号中「ガソリンにあってはガソリン税、軽油にあっては軽油引取税」とあるのは「ガソリンにあってはガソリン税」と読み替えるものとする。

第3節 アルミニウム市場の特例

第48条(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)

第7条第1項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、商品市場における取引の受託について、委託者がその担保として差し入れた次の各号に掲げる種類の取引証拠金を、当該委託者の代理人として清算機構に預託しなければならない。

- (1) 取引本証拠金
- (2) 取引追証拠金
- (3) 取引定時増証拠金
- (4) 取引臨時増証拠金
- (5) 取引受渡証拠金

第49条(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期の特例)

前条第1号から第4号に掲げる取引証拠金については、その額は第11条第2項から第6項を、その受託取引参加者への差し入れ又は預託時期は、同条第2項、第7項及び第8項を適用し、前条第5号に掲げる取引証拠金の額及びその差し入れ又は預託時期は、次項に定めるところによるものとし、第11条の証拠金預託必要額の計算の対象外とする。

2 取引受渡証拠金の額は、本所の定めた額とし、委託者は、取引を申告受渡しにより決済しようとするときは、取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託するものとする。ただし、売方の委託者にあっては、倉荷証券を受託取引参加者に差し入れた日から、買方の委託者にあっては、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。

第9章の2 指数先物取引の特例

第1節 指数先物取引の受託等

第49条の2(指数先物取引)

この章は、指数先物取引の受託について特例を規定する。

2 この章に定めのないものについては、第1章から第8章までに定めるところによる。

第49条の3(委託の際の指示)

第6条の規定にかかわらず、委託者は、指数先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示

するものとする。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品指数の種類
- (3) 売付け又は買付けの区別
- (4) 新規又は仕切りの区別
- (5) 枚数
- (6) 注文の種類別の別（注文の種類により約定条件又は執行条件を含む。）
- (7) 取引を行う日時（注文の種類及び約定条件により委託注文の有効期限を含む。）及び約定指数を指定する注文の場合はその約定指数
- (8) 前各号のほか受託取引参加者が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者が前項第4号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。

第49条の4（転売又は買戻しが行われない場合の取扱い）

委託を受けた指数先物取引について、その建玉が存する日（清算機構が定める計算区域毎の日をいう。以下この条において同じ。）において転売又は買戻しが行われないときは、当該建玉が存する日を限日とする建玉は当該建玉が存する日の日中立会終了時に消滅し、同時に、消滅した建玉と同一内容（限日については翌日（清算機構が定める計算区域毎の日をいう。）とする。）を有する建玉があらたに発生するものとする。

第2節 指数先物取引の委託者に対する通知等

第49条の5（取引成立の通知）

第19条第1項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託を受けた指数先物取引が成立したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品指数の種類
- (3) 委託の指示を受けた日時
- (4) 売付け又は買付けの区別
- (5) 新規又は仕切りの区別
- (6) 取引の成立した日時
- (7) 売買枚数
- (8) 成立した取引の約定指数
- (9) 成立した取引の総取引金額
- (10) 値洗損益金通算額
- (11) 委託手数料及び仮委託手数料
- (12) 仮差引損益金通算額
- (13) 売買差損益金
- (14) 差引損益金
- (15) 預り証拠金の残高

第49条の6（指数先物取引の定期的な残高の照合等）

第22条第1項の規定にかかわらず、指数先物取引の委託を受けた受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、定期的に毎月1回以上次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けな

ければならない。

- (1) 預り証拠金の残高（金銭、充用有価証券等、充用外貨及び差引損益金通算額並びにこれらの合計額を明らかにし、充用有価証券等については、その種類、銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨については、その種類及び充用価格を明らかにすること。）
 - (2) 証拠金預託必要額
 - (3) 決済が結了していない取引の内訳等
- イ 取引の種類
ロ 上場商品指数の種類
ハ 売付け又は買付けの区別
ニ 取引の成立した年月日
ホ 売買枚数
ヘ 約定指数
ト 値洗損益金通算額
- (4) 預り証拠金余剰額

第49条の7（指数先物取引の処分通知）

第49条の5の規定は、受託取引参加者が委託を受けた指数先物取引について第24条、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定により行う処分について準用する。

第49条の8（指数先物取引の一任売買等の禁止）

指数先物取引の一任売買等の禁止については、第25条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第6条第1項各号」とあるのは「第49条の3第1項各号」と読み替えるものとする。

第49条の9（取次者に対する定期的な残高の照合等の準用）

第36条の規定は、指数先物取引について準用する。この場合において、第36条第1項中「第22条第1項」とあるのは「第49条の6」と、第36条第2項中「同条第3項」とあるのは「第22条第3項」と、「同条に定める通知」とあるのは「第49条の6に定める通知」と読み替えるものとする。

第10章 オプション取引の特例

第1節 オプション取引の受託

第50条（オプション取引）

この章は、オプション取引の受託について特例を規定する。

- 2 この章に定めのないものについては、第1章から第8章までに定めるところによる。

第51条（定義）

本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「権利行使」とは、現物先物取引に係るオプションを行使することをいう。
- (2) 「権利行使価格」とは、権利行使を行う場合の約定値段として本所が別にあらかじめ設定した価格をいう。
- (3) 「プットオプション」とは、権利行使価格で現物先物取引1枚の売付けを成立させる権利をいう。
- (4) 「コールオプション」とは、権利行使価格で現物先物取引1枚の買付けを成立させる権利をいう。
- (5) 「オプション銘柄」とは、現物先物取引の上場商品の種類、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行

使価格により区分されるものをいう。

- (6) 「権利行使の割当て」とは、本所がオプション銘柄の売建玉を有する取引参加者に対し、本所の業務規程に定める方法により権利行使の対象となる売建玉の割当てを行うことをいう。
- (7) 「オプションの売付け」とは、オプションを付与する立場の当事者となる取引をいう。
- (8) 「オプションの買付け」とは、オプションを取得する立場の当事者となる取引をいう。
- (9) 「計算上の益金額」とは、オプションの買付けに係る取引が、成立した取引の対価の額と計算日の帳入値段(本所の業務規程に定める値段をいう。以下同じ。)との差額に取引単位の倍率と取引数量を乗じて得た価額が益となった場合の当該益金額をいう。

- 2 オプション取引については、第2条各号の規定(第4号については、オプションの売付けに係る取引に限る。)を準用する。この場合において、同条第7号及び第8号中「第7条第1項各号」とあるのは「第53条各号」と読み替えるものとする。

第52条(委託の際の指示)

第6条の規定にかかわらず、委託者は、オプション取引の委託をするときは、その都度次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 売付け又は買付けの区別
- (4) 新規又は仕切りの区別
- (5) 枚数
- (6) 注文の種類(注文の種類により約定条件又は執行条件を含む。)
- (7) 取引を行う日時(注文の種類及び約定条件により委託注文の有効期限を含む。)及び値段を指定する注文の場合はその値段
- (8) 前各号のほか受託取引参加者が定める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者が前項第4号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。

第2節 オプション取引の取引証拠金

第53条(取引証拠金の差し入れ又は預託)

第7条第1項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、オプション取引の受託について、オプションの売付けに係る委託者がその担保として差し入れた次の各号に掲げる種類の取引証拠金を、当該委託者の代理人として清算機構に預託しなければならない。

- (1) 取引本証拠金
- (2) 取引プレミアム証拠金
- (3) 取引追証拠金
- (4) 取引臨時増証拠金

第54条(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)

前条第1号、第3号及び第4号に掲げる取引証拠金については、その額は第11条第2項、第3項、第5項及び第6項を、その受託取引参加者への差し入れ又は預託時期は同条第2項、第7項及び第8項を適用し、前条第2号に掲げる取引証拠金については、そ

の額及び受託取引参加者への預託時期は次項に定めるところによるものとする。

- 2 取引プレミアム証拠金の額は、新規のオプションの売付けに係る総取引金額とし、委託者は、当該売付けに係る取引が成立した日(清算機構が定める計算区域毎の日をいう。)の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに預託するものとする。
- 3 委託者と受託取引参加者との間であらかじめ合意がある場合においては、計算上の益金額を第11条第3項の値洗損益金通算額に加えることができるものとする。

第55条(取引証拠金等の不納による取引の処分)

第14条各項の規定は、オプション取引について準用する。この場合において、同条第1項中「第11条第2項、第7項及び第8項の規定により取引証拠金」とあるのは「第54条第1項及び第2項の規定により取引証拠金又は第56条第1項の規定により総取引金額」と読み替えるものとする。

第3節 オプション取引の決済等

第56条(取引代金の決済等)

委託者は、オプション取引の新規の買付け又は買戻しの委託を行うおとすときは、委託に係るオプション銘柄の前日の帳入値段に取引単位の倍率と委託注文枚数を乗じて得た価額(以下「オプション料概算額」という。)を受託取引参加者に差し入れ、取引が成立した日(清算機構が定める計算区域毎の日をいう。)の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに総取引金額との過不足を精算するものとする。ただし、第11条第2項ただし書きに定める要件に該当する委託者であって、受託取引参加者が認めた者にあつては、当該委託に係る取引が成立した日(清算機構が定める計算区域毎の日をいう。)の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに総取引金額を差し入れるものとする。

- 2 受託取引参加者は、委託者がオプション取引の新規の売付け又は転売を行ったときは、取引が成立した日(清算機構が定める計算区域毎の日をいう。)の翌営業日正午までに当該総取引金額を当該委託者に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によるオプション取引の買戻し又は前項の規定によるオプション取引の転売に対当する既存のオプション取引が2以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存のオプション取引の成立の古い順序に従って買戻し又は転売をするものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前条において準用する第14条第1項、第24条又は第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。
- 5 オプション取引の買戻しの委託を行う委託者が、受託取引参加者との間であらかじめ合意がある場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該委託に係る取引が成立した日(清算機構が定める計算区域毎の日をいう。)の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに総取引金額を差し入れるものとする。

第57条(オプション料概算額預り証の発行)

受託取引参加者は、委託者からオプション料概算額の差し入れを受けるときは、当該委託者に対して、受託取引参加者の本店又は従たる営業所においてオプション料概算額に係る預り証を発行しなければならない。

- 2 前項の預り証の記載及び発行の方法については第13条の規定を準用する。

第58条(権利行使による決済)

オプション取引における権利行使は、対象となる現物先物取引

の限月の当月限納会日が属する月の前月の最終営業日(清算機構が定める計算区域毎の日をいう。)まで行うことができるものとする。

2 オプションの買付けに係る委託者は、権利行使を行おうとする場合には、その都度次に掲げる事項を受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者に指示するものとする。

- (1) オプション銘柄
- (2) 新規又は仕切りの区別
- (3) 権利行使に係るオプション取引の買建玉
- (4) 枚数
- (5) 権利行使を行う日

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに受託取引参加者が同意している場合には、当該委託者は、その都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。

4 受託取引参加者は、権利行使が成立したときは、当該権利行使に係る数量を、当該権利行使日に当該委託者のオプション取引の買建玉から減ずるとともに、前項において指示した新規、仕切りの別に現物先物取引の売付け又は買付けが成立したものとして取り扱うものとする。

第59条(権利行使の割当て)

本所から権利行使の割当てを受けた受託取引参加者は、本所から当該受託取引参加者の特定の委託者に係るものとして権利行使の割当てを行った場合を除き、当該オプション銘柄の売建玉につき、本所から通知を受けた取引参加者委託玉及び非取引参加者委託玉の割当てに係る数量を、取引参加者委託玉及び非取引参加者委託玉の別にそれぞれ取引の成立の古い順序に従って割り当てるものとする。

2 前項の場合において、受託取引参加者は、権利行使の割当てを受けた委託者から、新規、仕切りの別及びその数量に関する指示があるときは、当該指示に基づき新規、仕切りの別及びその数量を確定し、当該指示がないときは、次により新規、仕切りの別及びその数量を確定するものとする。

- (1) 権利行使の割当てにより成立する現物先物取引の売付け又は買付けに対し、現物先物取引の当該限月に対応する建玉がない場合は、当該委託者の現物先物取引の当該限月における新規の売付け又は新規の買付けとして確定する。
- (2) 権利行使の割当てにより成立する現物先物取引の売付け又は買付けに対し、現物先物取引の当該限月に対応する建玉がある場合は、当該建玉の取引の成立の古い順序に従って転売又は買戻しとして確定する。

3 受託取引参加者は、権利行使の割当てを行ったときは、当該割当てに係る数量を、当該割当ての属する計算区域において取引参加者委託玉及び非取引参加者委託玉に係る売建玉から減ずるとともに、前項の規定に従って新規、仕切りの別に現物先物取引の売付け又は買付けが成立したものとして取り扱うものとする。

4 第1項の規定に基づき権利行使の割当てを受けた委託者は、異議を申し立てることができない。

第60条(取引証拠金の差し入れ又は預託等)

第58条に規定する権利行使又は前条に規定する権利行使の割当てにより成立した現物先物取引の新規の売付け又は買付けに係る

取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期については、第11条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「取引の委託をするときに」とあるのは、権利行使の場合にあつては「権利行使に係る指示をするときに」と、権利行使の割当ての場合にあつては「権利行使の割当てを受けた日(当該割当ての属する計算区域をいう。)の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに」と読み替えるものとする。

第61条(オプションの失効)

受託取引参加者は、第58条第1項に定める日の15営業日前から7営業日前までの間に、該当するオプション取引の買建玉を有する委託者に対し、権利行使期間満了の日を通知するものとする。

2 第58条第1項に定める日において、同条第2項に規定する権利行使の指示がなかったプットオプション又はコールオプションは失効し、消滅するものとする。

第62条(委託手数料)

委託者は、オプション取引が成立した場合(第55条において準用する第14条第1項、第24条又は第26条第1項、第2項、第3項若しくは第37条の2の規定による取引の処分を含む。)又はオプション取引の権利行使若しくは権利行使の割当てにより現物先物取引が成立した場合及び受託取引参加者が定める場合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受託取引参加者に支払うものとする。この場合において、委託手数料は、第51条第2項において準用する第2条第6号の規定にかかわらず、受託取引参加者が定めるところにより、預り証拠金から控除することができる。

第63条(預託金等による債務の弁済)

第18条各項の規定は、オプション取引について準用する。この場合において、同条第2項中「第12条」とあるのは「第12条及び第56条第2項」と読み替えるものとする。

第4節 オプション取引の委託者に対する通知等

第64条(取引の成立の通知)

第19条第1項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託を受けたオプション取引が成立したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 委託の指示を受けた日時
- (4) 売付け又は買付けの区別
- (5) 新規又は仕切りの区別
- (6) 取引の成立した日時
- (7) 売買枚数
- (8) 成立した取引の対価の額
- (9) 成立した取引の総取引金額
- (10) 委託手数料及び仮委託手数料
- (11) 差引受払金
- (12) 値洗損益金通算額
- (13) 預り証拠金の残高

第65条(権利行使による決済の通知)

受託取引参加者は、第58条第2項の規定により権利行使が行われたときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 権利行使を行ったオプションの買付けに係る取引

- (4) 枚数
- (5) 権利行使の行われた日
- (6) 権利行使に係る総取引金額
- (7) 委託手数料及び仮委託手数料
- (8) 値洗損益金通算額
- (9) 仮差引損益金通算額
- (10) 売買差損益金（権利行使により成立した現物先物取引が転売又は買戻しの場合に限る。）
- (11) 差引損益金（権利行使により成立した現物先物取引が転売又は買戻しの場合に限る。）
- (12) 預り証拠金の残高

2 第19条第2項から第4項までの規定は、本条に定める通知において準用する。

第66条（権利行使の割当てによる決済の通知）

受託取引参加者は、第59条第1項の規定により権利行使の割当てが行われたときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該割り当てられたオプション取引の売方である委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 権利行使の割当てを行ったオプションの売建玉
- (4) 枚数
- (5) 権利行使の割当てが行われた日
- (6) 権利行使の割当てに係る総取引金額
- (7) 委託手数料及び仮委託手数料
- (8) 値洗損益金通算額
- (9) 仮差引損益金通算額
- (10) 売買差損益金（権利行使の割当てにより成立した現物先物取引が転売又は買戻しの場合に限る。）
- (11) 差引損益金（権利行使の割当てにより成立した現物先物取引が転売又は買戻しの場合に限る。）
- (12) 預り証拠金の残高

2 第19条第2項から第4項までの規定は、本条に定める通知において準用する。ただし、この場合において、第59条第1項の規定に基づき権利行使の割当てが行われたことに対しては異議を申し立てることができない。

第67条（オプション取引の定期的な残高の照合等）

第22条第1項の規定にかかわらず、オプション取引の委託を受けた受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、定期的に毎月1回以上次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。

- (1) 預り証拠金の残高（金銭、充用有価証券等、充用外貨及び差引損益金通算額並びにこれらの合計額を明らかにし、充用有価証券等については、その種類、銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨については、その種類及び充用価格を明らかにすること。）
- (2) 証拠金預託必要額
- (3) 決済が終了していない取引の内訳等
 - イ 取引の種類
 - ロ オプション銘柄
 - ハ 売付け又は買付けの区別
 - ニ 取引の成立した年月日
 - ホ 売買枚数

- ヘ 対価の額
- ト 値洗損益金通算額

- (4) オプション料概算額に係る預り金
- (5) 預り証拠金余剰額

第68条（オプション取引の処分通知）

第64条の規定は、受託取引参加者が委託を受けたオプション取引について第24条、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第55条において準用する第14条第1項の規定により行う処分について準用する。

第69条（オプション取引の一任売買等の禁止）

オプション取引の一任売買等の禁止については、第25条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第6条各号」とあるのは「第52条各号」と読み替えるものとする。

第70条（取次者に対する定期的な残高の通知の準用）

第36条の規定は、オプション取引について準用する。この場合において、第36条第1項中「第22条第1項」とあるのは「第67条第1項」と、第36条第2項中「同条第3項」とあるのは「第22条第3項」と、「同条に定める通知」とあるのは「第67条に定める通知」と読み替えるものとする。

第71条（理由書その他の調書の提出）

委託者は本所の指示に基づき受託取引参加者から権利行使についての理由書その他の調書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第11章 EFP取引及びEFS取引の特例

第72条（EFP取引及びEFS取引による取引の委託）

委託者は本所の業務規程に定めるEFP取引又はEFS取引により取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合、当該取引の成立については本所が承認をしたものに限るものとする。

- 2 委託者は前項の委託を行うにあたっては、受託取引参加者が定める日時までに本所が別に定めるところの事項が記載された現物取引（別に定める上場商品構成物品と交換可能な商品現物型ETFを含む。以下同じ。）の売買契約書又はスワップ取引の契約書の写しを受託取引参加者へ提出するものとする。
- 3 委託者は本所の指示に基づき受託取引参加者からEFP取引又はEFS取引に係る書類等（現物取引及び現物取引の売買契約に付随するスワップ取引に係る書類を含む。）の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 前各項に規定する場合のほか、EFP取引及びEFS取引に関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

第12章 ブロック取引の特例

第73条（ブロック取引による取引の委託）

委託者（業務規程第31条の3に規定する本所の承認を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は本所の業務規程に定めるブロック取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者（業務規程第31条の3に規定する本所の承認を受けた者に限る。以下この条において同じ。）に指示するものとする。この場合、当該取引の成立については本所が承認をしたものに限るものとする。

- 2 委託者は前項の委託を行うにあたっては、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定めるところの事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

- 3 委託者は本所の指示に基づき受託取引参加者からブロック取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 前各項に規定する場合のほか、ブロック取引に関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

第 13 章 直接接続方式による取引の特例

第 74 条 (直接接続方式による取引の要件)

委託者は、本所の業務規程に定める直接接続方式による取引を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項について、直接接続方式の提供を受ける受託取引参加者との間で契約を締結しなければならない。

- (1) 委託者の取引端末装置により売買注文の入力を行う行為及び当該取引に付随する行為等について、受託取引参加者から委任されることに関する事項
- (2) 委託者の取引端末装置の管理及び運用に関する事項

第 75 条 (委託者の遵守事項等)

委託者は、直接接続方式による取引に供される当該委託者の取引端末装置を第三者に使用させてはならない。

- 2 委託者は、直接接続方式により取引を行うにあたっては、本所が直接接続細則において定める体制等を整備しなければならない。
- 3 委託者は、本所又は受託取引参加者から、直接接続方式に供される取引端末装置、前項の体制等及び直接接続方式による取引について説明及び資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、直接接続方式による取引に関する必要な事項については、本所の業務規程及びその他細則等並びに前条に基づく契約を準用する。
- 5 委託者は、前各項の規定に基づく措置等について、異議を申し立てることができない。

附 則

第 1 条 この準則は、平成 20 年 12 月 1 日又は商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号)第 132 条第 1 項の主務大臣の認可を受けた日(平成 20 年 11 月 28 日)のいずれか遅い日に施行する。

第 2 条 施行日前の準則第 4 条第 1 項に基づき約諾書が差し入れられているときは、施行日においてこの準則第 4 条第 1 項に基づき、新たに約諾書が差し入れられているものとみなす。この場合において、現に差し入れられている約諾書中「受託会員」とあるのは「受託取引参加者」と読み替えるものとする。

第 3 条 施行日前の準則第 37 条第 1 号に基づき、取次者が取次委託者から本所の商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける際に約諾書が差し入れられているときは、施行日においてこの準則第 4 条第 1 項に基づき、新たに約諾書が差し入れられているものとみなす。

附 則

平成 21 年 2 月 17 日開催の取締役会で決議された第 2 条(定義)、第 3 条(受託契約の締結前の書面等交付)、第 6 条(委託の際の指示)、第 6 条の 2(損益限定取引)、第 11 条(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)、第

13 条(取引証拠金預り証の発行)、第 15 条(反対売買による決済)、第 16 条(受渡しによる決済)、第 24 条(臨機の場合の措置等)、第 40 条の 4(受託契約の締結前の書面等交付の特例)、第 40 条の 8(電子取引の特例)、第 41 条(受渡しによる決済の特例)、第 41 条の 4(反対売買による決済の特例)、第 43 条(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期の特例)から第 46 条(軽油の受渡しによる決済の特例)まで、第 51 条(定義)、第 52 条(委託の際の指示)、第 54 条(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)、第 56 条(取引代金の決済等)及び第 58 条(権利行使による決済)から第 60 条(取引証拠金の差し入れ又は預託等)までの変更規定は、平成 21 年 5 月 7 日又は商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号)第 156 条第 1 項の認可を受けた日(平成 21 年 3 月 17 日)のいずれか遅い日に施行する。

附 則

第 1 条 平成 22 年 1 月 19 日開催の取締役会で決議された第 17 条(委託手数料)、第 37 条(取次者の遵守事項等)、第 62 条(委託手数料)及び第 70 条(取次者に対する定期的な残高の照合等の準用)の変更規定並びに第 12 章章名及び第 73 条(ブロック取引による取引の委託)の新設規定は、商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。)第 156 条第 1 項の認可を受けた日(平成 22 年 2 月 4 日)に施行する。

第 2 条 平成 22 年 1 月 19 日開催の取締役会で決議された第 33 条(苦情及び仲介の申出)の変更規定は、平成 22 年 4 月 1 日又は法第 156 条第 1 項の認可を受けた日(平成 22 年 2 月 4 日)のいずれか遅い日に施行する。

附 則

平成 21 年 11 月 17 日開催の取締役会で決議された第 9 章の 2 章名、第 9 章の 2 第 1 節節名、第 49 条の 2(指数先物取引)から第 49 条の 4(転売又は買戻しが行われない場合の取扱い)まで、第 9 章の 2 第 2 節節名及び第 49 条の 5(取引成立の通知)から第 49 条の 9(取次者に対する定期的な残高の照合等の準用)までの新設規定並びに第 37 条(取次者の遵守事項等)の変更規定は、平成 22 年 3 月 23 日又は商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号)第 156 条第 1 項の認可を受けた日(平成 22 年 3 月 15 日)のいずれか遅い日に施行する。

附 則

平成 22 年 1 月 19 日開催の取締役会で決議された第 37 条(取次者の遵守事項等)、第 45 条(ガソリン、灯油の受渡しによる決済の特例)、第 46 条(軽油の受渡しによる決済の特例)及び第 47 条(受渡しによる決済通知)の変更規定は、平成 22 年 5 月 6 日又は商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号)第 156 条第 1 項の認可を受けた日(平成 22 年 3 月 23 日)のいずれか遅い日に施行する。

附 則

平成 22 年 5 月 27 日開催の取締役会で決議された第 15 条(反対売買による決済)、第 24 条(臨機の場合の措置等)、第 31 条(充有価証券等の使用制限)、第 37 条(取次者の遵守事項等)、第 39 条(準則の解釈)、第 40 条(ギブアップ)、第 40 条の 3(ギブアップに係る取引の委託の際の指示

事項)、第 49 条の 7 (指数先物取引の処分通知) 及び第 72 条 (E F P 取引及び E F S 取引による取引の委託) の変更規定、第 40 条の 2 (ギブアップの要件等) 及び第 40 条の 2 の 2 (取次ぎ等によるギブアップの要件等) の新設規定並びに第 40 条の 2 (ギブアップに係る契約の締結) の削るは、平成 22 年 7 月 1 日又は商品取引所法 (昭和 25 年法律第 239 号) 第 156 条第 1 項の認可を受けた日 (平成 22 年 6 月 29 日) のいずれか遅い日に施行する。

第 9 章第 2 節の 2 節名及び第 47 条の 2 (中京石油市場の特例) の新設規定は、商品取引所法 (昭和 25 年法律第 239 号) 第 156 条第 1 項の認可を受けた日 (平成 22 年 10 月 4 日) に施行する。

第 26 条 (取引の制限等)、第 37 条 (取次者の遵守事項等)、第 40 条の 2 の 2 (取次ぎ等によるギブアップの要件等) 及び第 40 条の 3 (ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項) の変更規定並びに第 40 条の 2 の 3 (取次者に委託した外国商品取引業者に係るギブアップの要件等) の新設規定は、商品取引所法 (昭和 25 年法律第 239 号) 第 156 条第 1 項の認可を受けた日 (平成 22 年 8 月 9 日) に施行する。

第 13 章章名、第 74 条 (直接接続方式による取引の要件) 及び第 75 条 (委託者の遵守事項等) の新設規定は、商品取引所法 (昭和 25 年法律第 239 号) 第 156 条第 1 項の認可を受けた日 (平成 22 年 9 月 27 日) に施行する。

東京穀物商品取引所受託契約準則

第 1 章 総 則

第 1 条 (受託契約準則への準拠及び遵守)

東京穀物商品取引所(以下「本所」という。)の開設する商品市場における取引(商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。)第 2 条第 10 項の商品市場における取引をいう。以下同じ。)の委託を受けること(以下「受託」という。)及び商品市場における取引の委託の取次ぎを受けること(以下「取次受託」という。)に関する契約は、この受託契約準則(以下「準則」という。)の定めるところによる。

2 委託者及び法第 190 条第 1 項に基づき、商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受ける営業(以下「商品取引受託業務」という。)につき許可を受けた本所の取引参加者(以下「受託取引参加者」という。)又は受託取引参加者に商品市場における取引の委託の取次ぎを委託する者(以下「取次者」という。)は、この準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託を処理するものとする。また、当該取次者及び当該取次者に商品市場における取引の委託の取次ぎを委託した者(以下「取次委託者」という。)は、受託取引参加者と委託者の関係に準じてこの準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するものとする。

3 商品取引受託業務に係る当該取引に基づく債務の清算については、商品取引債務引受業を営むことについて法第 167 条に基づき主務大臣の許可を受けた商品取引清算機関と、法第 174 条第 1 項に基づき当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた清算参加者との間で処理するものとする。

なお、非清算参加者である受託取引参加者の商品取引受託業務に係る当該取引に基づく債務の清算については、当該商品取引清算機関と、当該受託取引参加者が代理人として指定した清算参加者との間で当該清算取引を成立させ処理するものとする。

第 2 条 (定義)

この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「約定値段等」とは、法第 2 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引(以下「現物先物取引等」という。)にあっては、取引が成立した呼値当たりの約定値段を、同項第 3 号に掲げる取引(以下「指数先物取引」という。)にあっては、約定指数を、同項第 4 号に掲げる取引(以下「オプション取引」という。)にあっては、取引が成立した呼値当たりの対価の額をいう。
- (2) 「取引単位の倍率」とは、現物先物取引等及びオプション取引にあっては、取引単位当たりの数量を呼値で除した数値を、指数先物取引にあっては、取引単位当たりの数値を約定指数で除した数値をいう。
- (3) 「総取引金額」とは、「約定値段等」に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額をいう。
- (4) 「値洗損益金通算額」とは、決済の結了していない個別の取引に係る「約定値段等」と計算日の最終約定値段等(業務規程で定める帳入値段又は帳入指数をいう。以下同じ。)との差額に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額について、その損益を通算した額をいう。
- (5) 「売買差損益金」とは、個別の取引について転売又は買戻しにより決済を結了した場合に生ずる損益金額をいう。
- (6) 「差引損益金」とは、「売買差損益金」から委託手数料(委

託手数料に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含む。ただし、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下「委託手数料」という。)を控除した額のうち、受託取引参加者と委託者との間で受払いの済んでいないものをいい、その損益を通算した額を「差引損益金通算額」という。

- (7) 「預り証拠金」とは、商品市場における取引につき、受託取引参加者が委託者から第 7 条第 1 項各号及び第 2 項に掲げる取引証拠金として差し入れ又は預託を受けた金銭、第 9 条第 1 項に規定する充用有価証券等及び第 10 条に規定する充用外貨の合計額に、差引損益金通算額を加減した額をいう。
- (8) 「証拠金預託必要額」とは、個別の取引を維持するために必要な取引証拠金(第 7 条第 1 項各号に掲げる取引証拠金)の合計額をいう。
- (9) 「預り証拠金余剰額」とは、「預り証拠金」から「証拠金預託必要額」を控除した額をいう。
- (10) 「取引証拠金」とは、次に掲げるものをいう

イ 商品市場における取引について、委託者がその代理人である受託取引参加者(清算参加者である場合に限る。ロにおいて同じ。)を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭並びに第 9 条第 1 項に規定する有価証券及び倉荷証券並びに第 10 条に規定する充用外貨(以下この号から第 13 号までにおいて「金銭等」という。)

ロ 商品市場における取引について、取次委託者がその代理人である取次者及び受託取引参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

ハ 商品市場における取引について、清算取次委託者がその代理人である非清算参加者である受託取引参加者(以下「非清算参加者」という。)及び当該非清算参加者受託取引参加者の指定清算参加者(以下「指定清算参加者受託取引参加者」という。)を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

- ニ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その代理人である清算取次者、非清算参加者受託取引参加者及び指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- (11) 「委託証拠金」とは、次に掲げるものをいう。

イ 商品市場における取引について、委託者が、その旨の同意を行った上で、受託取引参加者(清算参加者である場合に限る。ロ及びハにおいて同じ。)に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

ロ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である取次者を通じて受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

ハ 商品市場における取引について、取次者が、取次委託者からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

- 二 商品市場における取引について、清算取次委託者が、その旨の同意を行った上で、非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- ホ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である清算取次者を通じて非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- へ 商品市場における取引について、清算取次者が、清算取次者に対する委託者からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- (12) 「取次証拠金」とは、次に掲げるものをいう。
- イ 商品市場における取引について、取次委託者がその旨の同意を行った上で取次者に預託し、当該取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。以下この号において同じ。）を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- ロ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、取次者に預託し、当該取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- (13) 「清算取次証拠金」とは、次に掲げるものをいう。
- イ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者がその旨の同意を行った上で清算取次者に預託し、当該清算取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である非清算参加者受託取引参加者及び指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- ロ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、清算取次者に預託し、当該清算取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- (14) 「仮委託手数料」とは、受託取引参加者が定めるところにより、委託を受けた一の取引が成立した日において、決済の終了していないすべての取引を決済するものと仮定した場合に、これらの取引につき計算される委託手数料の合計額をいう。
- (15) 「仮差引損益金通算額」とは、「値洗損益金通算額」から「仮委託手数料」を控除した額をいう。
- (16) 「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて法第 167 条の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。
- (17) 「清算取次者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者をいう。
- (18) 「清算取次委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者（清算取次者を除く。）をいう。
- (19) 「清算取次者に対する委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者をいう。
- (20) 「清算参加者」とは、法第 174 条第 1 項の規定に基づき、商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた者をいう。
- (21) 「非清算参加者」とは、商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられていない者をいう。
- (22) 「指定清算参加者」とは、非清算参加者が商品市場における取引を行う商品市場に係る清算資格を有する他社清算参加者の中で、当該非清算参加者がその商品清算取引を常に委託する者として清算受託契約を締結する者をいう。
- 第 3 条（受託契約の締結前の書面等交付）
- 受託取引参加者は、新規の委託者から取引の委託を受けるときは、当該委託者に対し、法第 217 条第 1 項に規定する書面（以下「事前交付書面」という。）及びこの準則を契約に先立って交付しなければならない。
- 2 受託取引参加者は、前項の規定に基づき事前交付書面を交付した場合には、その記載事項のうち法第 217 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項について委託者（商品取引所法施行規則（平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号。以下「省令」という。）第 107 条各号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）が理解できるように説明をした後、法第 217 条第 1 項第 4 号に掲げる事項について当該委託者が理解できるように説明をしなければならない。
- 3 受託取引参加者は、委託者から電子取引（受託取引参加者の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、委託者の指示を受けて取引の委託を受ける取引をいう。）により取引の委託を受ける場合には、あらかじめ、電子取引の使用に関する事項及び免責事項等の取引に関する事項を記載した書面を委託者に交付し、当該委託者は当該書面の内容に従って取引を行うものとする。
- 4 受託取引参加者は、第 1 項及び前項の規定による書面及びこの準則の交付に代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第 105 条第 1 項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容（省令第 106 条各号に規定する種類及び内容をいう。）を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該電磁的方法により、当該書面及びこの準則に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該受託取引参加者は、当該委託者に当該書面及びこの準則を交付したものとみなす。
- 5 前項の規定による承諾を得た受託取引参加者は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、当該書面及びこの準則に

記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

第4条 (受託契約の締結等)

委託者は、新規に取引の委託をするときは、受託取引参加者に對し、先物取引の危険性を了知した上でこの準則に従って取引を行うことを承諾する旨の書面を差し入れるものとする。

2 受託取引参加者は、委託者から前項の書面の差し入れを受けた後でなければ、取引の委託を受けてはならない。

3 委託者は、第1項の規定による書面の差し入れについては、受託取引参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該委託者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて閲覧し、当該受託取引参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者の承諾に関する事項を記録することにより行うことができる。

第2章 取引の受託

第5条 (委託者等からの事前通知)

委託者は、新規に取引の委託をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を受託取引参加者に書面をもって通知するものとする。

- (1) 氏名又は商号(名称を含む。以下同じ。)
- (2) 住所又は事務所の所在地
- (3) 特に連絡場所を定めたときは、その場所
- (4) 委託者が、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号。以下「商品ファンド法」という。)第2条第4項に規定する商品投資顧問業者又はこれに類する外国の者(以下「商品投資顧問業者等」という。)と同条第2項に規定する商品投資顧問契約又はこれに類する契約を行ったときは、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地、代理権の範囲及び当該許可等を証する書面

(5) 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)である委託者(第3項に掲げる者を除く。)が、外国商品市場において商品取引受託業務を営むことについて当該外国において法第190条第1項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けている者又はこれに準ずる外国の者(以下「外国商品取引業者」という。)に取引の委託の媒介を依頼したときは、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地及び当該許可等を証する書面

(6) 第4号に掲げるもののほか、委託者が特に代理人を定めたときは、その者の氏名又は商号及び住所又は事務所の所在地並びに代理権の範囲

2 金融商品取引所法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者又はこれに類する者(以下「金融商品取引業者等」という。)は、次に掲げる取引について商品ファンド法第2条第1項に規定する商品投資(以下「商品投資」という。)による運用として受託取引参加者に新規に委託する場合は、当該登録等を証する書面、委託に係る資金の名称及び住所又は事務所の所在地をあらかじめ受託取引参加者に書面をもって通知するものとする。

- (3) 商品ファンド法第2条第5項に掲げる商品投資契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引

(4) 信託財産の全部または一部を商品投資により運用することを目的とする信託契約及びこれに類する契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引

3 外国商品取引業者は、非居住者から取引の委託の取次ぎの依頼を受け、その依頼に基づき当該外国商品取引業者の名において、新規に取引の委託をするときは、その氏名又は商号、住所又は事務所の所在地及び当該許可等を証する書面をあらかじめ受託取引参加者に書面をもって通知するものとする。

4 取次者の名において、新規に取引の委託をするときは、法第190条第1項に基づき、商品取引受託業務につき許可を受けたことを証する書面をあらかじめ受託取引参加者に通知するものとする。

5 前各項に規定する通知事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を受託取引参加者に書面をもって通知するものとする。

6 受託取引参加者は、前各項の規定による書面の受け入れに代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて省令第41条第3項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容(省令第41条第6項各号に規定する種類及び内容をいう。)を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得ることができる。この場合において、当該受託取引参加者は、当該委託者から当該書面による通知を受けたものとみなす。

7 前項の規定による承諾を得た受託取引参加者は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を行わない旨の申出があったときは、当該委託者から、当該書面の受け入れを電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

8 第1項第4号に規定する商品投資顧問業者等並びに第2項第1号及び第2号に規定する取引又は第1項第5号及び第3項に規定する外国商品取引業者については、本所が適当と認めたものに限るものとする。

第6条 (委託の際の指示)

委託者は、取引の委託をするときは、その都度次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品の種類
- (3) 限月
- (4) 売付け又は買付けの区別
- (5) 新規又は仕切りの区別
- (6) 枚数
- (7) 指値又は成行の区別その他注文の種類別
- (8) 取引を行う日時又は場及び節(指値の場合は委託注文の有効期限を含む)並びに指値の場合はその値段

2 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者が前項第5項に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指示した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。

第6条の2 (損益限定取引)

受託取引参加者は、委託者があらかじめ定めた額の損失又は利益が発生したときは、あらかじめ定めた方式に従った処理により、商品市場における取引のすべてに係る決済を転売又は買戻しにより結了させることを内容とする約款(以下「損益限定取引約款」という。)にあら

かじめ同意した場合において、当該約款に基づき取引の委託を受けるときは、前条第1項各号で定める委託の際の指示を受けず、その取引の委託を受けることができる。

2 受託取引参加者は、委託者から損益限定取引約款に関して同意を得ようとするときは、当該委託者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(4) 委託者は損益限定取引を選択できること。

(5) 委託者が損益限定取引を選択した場合にあっては、受託取引参加者は当該約款に基づき、あらかじめ委託者が同意した損失又は利益の限度のへ達したことをもって転売又は買戻しの注文を執行するが、市場の状況によっては当該利益の限度を下回る利益となる可能性若しくは当該損失が損失の限度を超える可能性又は当該損失限度内で取引が終了する可能性があること。

(6) 次条第1項第2号の取引証拠金の差し入れ又は預託が必要となる場合があること及びその他当該約款の内容。

3 受託取引参加者は、前項の規定に基づき書面を交付した場合には、その記載事項について委託者が理解できるように説明をしなければならない。

4 委託者が損益限定取引約款に同意した場合は、受託取引参加者は当該約款に基づく取引の取引証拠金を、その他の取引の取引証拠金と区分して管理するものとする。

5 第3条第4項及び第5項の規定は、第2項の書面交付について準用する

6 第4条第3項の規定は、第1項の書面による同意について準用する。

第3章 証拠金

第7条（取引証拠金の差し入れ又は預託）

受託取引参加者は、商品市場における取引の受託について、委託者とその担保として差し入れた次の各号に掲げる種類の取引証拠金を、当該委託者の代理人として法第167条の許可を受けた株式会社日本商品清算機構（以下「清算機構」という。）に預託しなければならない。

(5) 取引本証拠金

(6) 取引追証拠金

(7) 取引定時増証拠金

(8) 取引臨時増証拠金

2 前項各号に掲げる種類の取引証拠金のほか、受託取引参加者は、委託者が証拠金預託必要額を超えて差し入れた取引証拠金（商品市場における取引の状況等により前項各号に該当しなくなったものを含む。）についても、前項と同じく、清算機構に預託しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、取引の受託について、委託者から書面による同意を得た上で委託証拠金の預託を受けることができる。

4 第1項各号に掲げる取引証拠金の種類及び第2項に規定する取引証拠金については、委託証拠金の場合において準用する。

5 受託取引参加者は、第3項の規定による同意の取得に代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第41条第3項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容（省令第41条第6項各号に規定する種類及び内容をいう。）

を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得ることができる。この場合において、当該受託取引参加者は、当該委託者から書面による同意を得たものとみなす。

6 前項の規定による承諾を得た受託取引参加者は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該委託者から、当該書面の受け入れを電磁的方法によって得てはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

7 受託取引参加者は、次の各号に掲げる委託者の場合にあっては、次の各号に定める取引証拠金の全部又は一部の差し入れ又は預託を受けないことができる。

(3) 本所があらかじめ定める要件を満たす委託者 第1項第2号の取引証拠金

(4) 売付けの場合にあっては、その建玉（本所の商品市場における取引に係る決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。）に係る倉荷証券（本所の商品市場において受渡しができる当該商品の保管を証するもの）を取引証拠金として差し入れた委託者 第1項第2号から第4号までの取引証拠金

第8条（代理人）

委託者は、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）を代理人として、清算機構に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻を行うものとする。

2 委託者は、清算機構に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻については、前項の受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）以外の者を代理人としないものとする。また、委託者は、当該代理人の解任をしないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本所の業務規程に基づき、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者を含む。）が委託を受けた建玉の全部又は一部について、違約受渡玉及び違約中間玉の処理が行われた場合は、当該受託取引参加者の代理権は消滅するものとする。

第9条（有価証券等の充用）

取引証拠金は、法第101条第3項に規定する有価証券又は法第103条第5項に規定する倉荷証券（以下「充用有価証券等」という。）をもって、これに充てることができる。

2 前項の充用有価証券等の種類、銘柄及び充用価格その他充用有価証券等について必要と認められる事項は、清算機構が定めるところによるものとする。

3 第1項の充用有価証券等は、譲渡又は換金のための必要な手続きを完了したものでなければならない。

4 委託者は、第1項で定める法第101条第3項に規定する有価証券につき、株式会社証券保管振替機構の証券保管振替制度を利用する場合又は社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく振替決済制度を利用する場合であって、受託取引参加者が認めるときは、清算機構が指定する者において委託者の口座及び当該代理人である受託取引参加者の口座を開設し、当該代理人である受託取引参加者の口座を経て清算機構との間の振替を行う契約を締結するものとする。

第10条（外貨の充用）

取引証拠金は、受託取引参加者が認める場合には、外貨をもつ

- て、これに充てることができるものとする。
- 2 前項の外貨(以下「充用外貨」という。)の種類、充用価格その他充用外貨について必要な事項は、清算機構が定めるところによるものとする。
- 第11条 (取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)
- 第7条の取引証拠金については、その額は次項から第6項までに定めるところにより、その受託取引参加者への差し入れ又は預託時期は次項、第7項及び第8項に定めるところによるものとする。
- 2 取引本証拠金の額は、本所が上場商品の種類ごとに定めた額(以下「取引本証拠金基準額」という。)を下回らない範囲において受託取引参加者が定めた額とし、委託者は取引の委託をするときにその額を当該受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。ただし、本所が定める要件に該当する委託者であって、受託取引参加者が認めた者にあつては、当該委託者は、当該委託に係る取引が成立した日の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までにその額を受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。
- 3 取引追証拠金の額は、委託に係る本所及び他の商品取引所の開設する商品市場における取引の毎日の最終約定値段等による値洗損益金通算額が損計算の場合において、値洗損益金通算額(既に取引追証拠金として差し入れ又は預託すべき額があるときは、当該額を差し引いて得た額。以下この文において同じ。)が当該取引に係る取引本証拠金基準額の合計額に10分の5を乗じて得た額を超えることとなったときは、当該10分の5を乗じて得た額以上値洗損益金通算額の範囲内の額を、また値洗損益金通算額が当該10分の5を乗じて得た額の整数倍を超えるときは、当該10分の5を乗じて得た額に当該整数倍を乗じて得た額以上値洗損益金通算額の範囲内の額で受託取引参加者が定めた額とし、当該額をもって委託者への請求額とするものとする。なお、その後、当該取引に係る取引本証拠金基準額及び差し入れ又は預託すべき取引追証拠金の合計額から値洗損益金通算額を控除した額が、当該取引に係る取引本証拠金基準額を超えることとなったときは、当該上回った額を取引追証拠金の額から控除するものとする。
- 4 取引定時増証拠金の額は、当月限となった取引につき本所が定めた額とする。
- 5 取引臨時増証拠金の額は、相場に著しい変動を生ずるおそれがある場合等において、本所が上場商品の種類、限月等を指定して定めた額とする。
- 6 第2項、第4項及び前項に規定する取引証拠金の額が変更されたこと又は充用有価証券等の種類、銘柄若しくは充用価格が変更されたこと又は充用外貨の種類若しくは充用価格が変更されたことにより、預り証拠金が証拠金預託必要額に不足することとなったときは、委託者は当該不足額を受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。
- 7 毎日の取引終了時に行う取引証拠金の過不足の計算において、預り証拠金が証拠金預託必要額に不足することとなったときは、委託者は当該受託取引参加者からの請求により、当該不足が生じた日の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに当該不足額を当該受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。ただし、第4項及び第5項の事由(額の変更を含む。)により生じた不足額の受託取引参加者への差し入れ又は預託時期は本所が定めた日時までの当該受託取引参加者が指定する日時までとする。
- 8 取引の委託をする場合において、第4項及び第5項に規定する取引証拠金の差し入れ又は預託が必要とされるときは、委託者は、前項の規定にかかわらず、当該取引の委託をするときに、これらの取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。

- 9 受託取引参加者は、第3項から第6項に定める事由が生じたときは、委託者に対し、その旨を通知しなければならない。

第12条 (預り証拠金余剰額の返還)

受託取引参加者は、委託者から預り証拠金余剰額の全部又は一部の返還の請求があつたときは、その請求があつた日から起算して4営業日以内に当該請求に係る額を返還しなければならない。ただし、預り証拠金余剰額が、委託者が差し入れた取引証拠金のうち金銭の額を超えることとなった場合には、この限りでない。

第13条 (取引証拠金預り証の発行)

受託取引参加者は、委託者が取引の担保として取引証拠金を差し入れ又は預託したときは、当該委託者に対して、受託取引参加者の本店又は従たる営業所において取引証拠金預り証(以下この条において「預り証」という。)を発行しなければならない。その発行については、金銭にあつては差し入れ又は預託を受けたその金額を、充用有価証券等にあつては差し入れ又は預託を受けたその銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨にあつては差し入れ又は預託を受けたその外貨の種類、額及び充用価格を記載する方式により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、金融機関を介しての取引証拠金の差し入れ又は預託を受けた際の預り証の発行について、委託者から書面による同意が得られた場合にあつては、受託取引参加者は預り証の発行を省略することができる。

- 3 第7条第5項及び第6項の規定は、前項の書面による同意について準用する。

- 4 第3条第4項及び第5項の規定は、第1項の書面の発行について準用する

第14条 (取引証拠金の不納による取引の処分)

受託取引参加者は、委託を受けた取引につき、委託者が第11条第2項、第7項及び第8項の規定により取引証拠金を所定の日時までに差し入れ又は預託せず、かつ、どの取引について処分を行うかにつき委託者の指示がないときは、当該委託を受けた取引の全部又は一部を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより、任意に処分することができる。

- 2 受託取引参加者は、前項の規定により取引の処分をするときは、その内容をあらかじめ当該委託者に通知しなければならない。

第4章 反対売買又は受渡しによる決済等

第15条 (反対売買による決済)

受託取引参加者は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により差引損益金を計算するものとする。

- 2 前項の場合において、当該転売又は買戻しに該当する既存の取引が2以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存の取引の成立の古い順序に従って転売又は買戻しをするものとする。

第1項から第2項まで東京工業品取引所受託契約準則と同文

- 3 受託取引参加者は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、当該委託者から当月限納会日の午前10時(アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆にあつては午前9時)までにその指示がないときは、当該当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

- 4 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項及び第4項、次条第2項、第24条又は第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。

第 16 条 (受渡しによる決済)

委託者は、当月限納会日の午前 10 時まで、売方であるときは受渡しにより決済をしようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託取引参加者に差し入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後 5 時まで、当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れるものとする。

2 委託者が前項の日時までに倉荷証券又は総取引金額を差し入れないときは、受託取引参加者は、当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

3 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、買方である委託者が 2 人以上であり本所から受領した倉荷証券の内容が異なるときは、抽せんその他の方法により公平に配分しなければならない。

4 前 3 項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

第 17 条 (委託手数料)

委託者は、取引が成立した場合(第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項前条第 2 項、第 24 条、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 37 条の 2 の規定による取引の処分を含む。)及び受託取引参加者が定める場合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受託取引参加者に支払うものとする。この場合において、委託手数料は、第 2 条第 6 号の規定にかかわらず、受託取引参加者が定めるところにより、預り証拠金から控除することができる。

第 18 条 (差し入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済)

受託取引参加者が、委託者から差し入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の本所及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。

2 受託取引参加者は、委託者から委託を受けて行う本所及び他の商品取引所における取引に係る委託者の債務につき、委託者からその弁済を受けるまでは、第 12 条の規定にかかわらず、前項の金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物を担保として留保する。

3 受託取引参加者は、取引に係る委託者の債務につき、委託者が受託取引参加者の指定した日から起算して 10 営業日以内に債務を弁済しないときは、第 1 項の預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物をもって当該債務の弁済に充当することができる。この場合において、その充当につき過不足が生ずるときは、超過額については第 12 条の規定に準じて当該委託者に返還し、不足額については当該委託者がこれを受託取引参加者の指定する日時までに受託取引参加者に支払うものとする。

4 前項の規定により債務の弁済に充当するものが充用有価証券等その他の物であるときは、受託取引参加者は、当該物を換価処分することができる。この場合において、税負担及び換価費用は委託者の負担とする。

5 受託取引参加者は、第 3 項の規定により当該物をもって債務の弁済に充当するときは、あらかじめ書面をもってその旨を当該委託者に通知しなければならない。

6 受託取引参加者は、前項の規定による書面の通知に代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第 110 条に規定する方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容(省令第 106 条各号に規定する種類及び内容をいう。)を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該電磁的方法により、当該通知すべき事項を提供することができる。この場合において、当該受託取引参加者は、当該委託者に当該書面による通知をしたものとみなす。

7 前項の規定による承諾を得た受託取引参加者は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、当該書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第 5 章 委託者に対する通知等

第 19 条 (取引成立の通知)

受託取引参加者は、委託を受けた取引が成立したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品の種類
- (3) 委託の指示を受けた日時
- (4) 限月
- (5) 売付け又は買付けの区別
- (6) 新規又は仕切りの区別
- (7) 取引の成立した日時、場及び節
- (8) 売買枚数
- (9) 成立した取引の約定値段等
- (10) 成立した取引の総取引金額
- (11) 値洗損益金通算額
- (12) 委託手数料及び仮委託手数料
- (13) 仮差引損益金通算額
- (14) 売買差損益金
- (15) 差引損益金
- (16) 預り証拠金の残高

2 委託者は、前項の通知を受けた場合において、これに異議があるときは、遅滞なく、その旨を受託取引参加者に申し出るものとする。

3 前項の異議の申立てがあった場合には、受託取引参加者は、遅滞なく、書面により当該委託者に対し、回答しなければならない。

4 前条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 1 項の書面による通知及び前項の書面による回答について準用する。

第 20 条 (取引不成立の通知)

受託取引参加者は、委託を受けた取引の全部又は一部が成立しなかったときは、遅滞なく、その旨を委託者に理由を付して通知しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、その不成立の原因が上場商品の価格が形成されない場合及び本所の業務規程に定めるところによる取引の制限によるものであるときは、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

3 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項において準用する前条第 3 項の書面による回答について準用する。

第 21 条 (受渡しによる決済の通知)

受託取引参加者は、第 16 条の規定により、委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品の種類及びその銘柄
- (3) 限月
- (4) 売付け又は買付け年月日
- (5) 売買枚数
- (6) 倉庫名
- (7) 倉荷証券番号
- (8) 成立した取引の約定値段
- (9) 格付差金
- (10) 受渡代金
- (11) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額
- (12) 諸勘定
- (13) 新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料
- (14) 差引受払金

2 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の書面による通知について準用する。

第 22 条（委託者に対する定期的な残高の照合等）

受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、定期的に毎月 1 回以上次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。

- (1) 預り証拠金の残高（金銭、充用有価証券等、充用外貨及び差引損益金通算額並びにこれらの合計額を明らかにし、充用有価証券等については、その種類、銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨については、その種類及び充用価格を明らかにすること。）
- (2) 証拠金預託必要額
- (3) 決済が終了していない取引の内訳等

イ 取引の種類

ロ 上場商品の種類

ハ 限月

ニ 売付け又は買付けの区別

ホ 取引の成立した年月日

ヘ 売買枚数

ト 約定値段等

チ 値洗損益金通算額

- (4) 預り証拠金余剰額

2 受託取引参加者は、前項の規定によるほか、委託者から請求があったときは、前項各号に掲げる事項を速やかに通知しなければならない。

3 委託者は、前 2 項の規定による通知を受けた場合において、これに異議があるときは、遅滞なく、その旨を受託取引参加者に申し出なければならない。

4 前項の異議の申立てがあった場合には、受託取引参加者は、遅滞なく、書面により当該委託者に対し、回答しなければならない。

5 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 1 項の書面による通知及び前項の書面による回答について準用する。

第 23 条（取引の処分通知）

第 19 条第 1 項の規定は、第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項、次条、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 37

条の 2 の規定による処分について準用する。

2 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の場合に準用する。

第 6 章 取引の制限等

第 24 条（臨機の場合の措置等）

受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

- (1) 関係法令または、本所の業務規程に基づき、売買立会の臨時停止若しくは臨時開始又は取引参加者の建玉数その他の制限等により取引若しくはその受託の数量が制限され、又はこれらにつき特別の規制が行われた場合
- (2) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、違約受渡玉及び違約中間玉の処理若しくは解け合い又は臨機の措置が講ぜられた場合
- (3) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の終了が行われた場合
- (4) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買約定の全部又は一部について取消しが行われ、及びこれに伴う所要の措置が講ぜられた場合

第 25 条（一任売買等の禁止）

受託取引参加者は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第 6 条第 1 項各号に掲げる事項の全部又は一部について顧客の指示を受けないでその委託を受ける行為（省令第 102 条第 1 項各号に掲げる行為を除く。）
- (2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為（第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項、第 24 条、次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 37 条の 2 の規定により処分する場合を除く。）
- (3) 第 6 条第 1 項各号に掲げる事項の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（第 5 条第 1 項第 4 号及び第 6 号による代理人を除く。）から委託を受ける行為。

2 前項第 1 号かつこ書きの行為については、省令第 102 条第 2 項の規定を適用するものとする。

第 26 条（取引の制限等）

受託取引参加者が委託を受けた取引について、名義の如何にかかわらず、委託者（取次者、取次委託者及び外国商品取引業者を含む。以下この条において「委託者等」という。）の建玉（2 以上の受託取引参加者、取次者又は受託取引参加者及び取次者へ委託又はその取次ぎを委託した場合はその合計）が本所の定める建玉の限度を超える若しくは超えることとなった場合又は超えていると本所が認めた場合には、本所の業務規程に基づく本所の指示により、受託取引参加者は、当該限度を超える建玉を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

2 受託取引参加者が委託を受けた取引について、当該取引が本所の商品市場又は本所以外の商品取引所に係る商品市場において単独で又は他人と共同して行う買占め、売崩し等公正な価格形成又は取引の円滑な決済を妨げ若しくは妨げるおそれがあると本所が認めた場合には、受託取引参加者は、本所の業務規程に基づく本所の指示により、当該委託者の新規取引の受託を制限し又は当該委託を受

けた取引の全部若しくは一部を当該委託者の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。

- 3 受託取引参加者が委託を受けた取引について、本所が公正な取引を確保するために本所の業務規程に基づき当該取引の委託者等に対して説明を求め又は資料の提出を求めたときにおいて、当該委託者等がこれを拒んだ場合には、受託取引参加者は、本所の業務規程に基づく本所の指示により、当該委託者の新規取引の受託を制限し又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。
- 4 前3項の場合において当該委託者等は、これに対し異議を申し立てることができない。
- 5 受託取引参加者は、第1項から第3項までの規定により取引の処分をするときは、その旨をあらかじめ当該委託者に通知しなければならない。

第27条（未決済建玉の移管又は引継ぎ）

受託取引参加者は、次の各号に該当する場合であって、本所の定款及び業務規程に基づき、当該受託取引参加者（以下この条において「移管元受託取引参加者」という。）の委託に係る建玉を他の受託取引参加者（以下この条において「移管先受託取引参加者」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。

- (3) 移管元受託取引参加者と移管先受託取引参加者との間で、すべての委託に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元受託取引参加者の委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し当該双方の受託取引参加者から届け出されている場合
- (4) 移管元受託取引参加者、当該移管元受託取引参加者の委託者及び移管先受託取引参加者との間で、当該委託者に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し当該双方の受託取引参加者から届け出されている場合
- 2 前項の建玉の移管が行われることとなったときは、委託者は、移管先受託取引参加者へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託取引参加者に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託取引参加者を代理人として清算機構に預託したものとみなす。
- 4 受託取引参加者又は取次者は、次の各号に該当し、かつ、あらかじめ本所の承認を受けた場合は、本所の業務規程に基づき当該受託取引参加者の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託取引参加者へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託取引参加者となる者へ、又は本所が必要と認める場合には当該建玉をその認めた者へ引継ぐことができる。

(1) 受託取引参加者が他の受託取引参加者の取次者となるとき

当該受託取引参加者が取次者となることについて、委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合であって、かつ、委託に係る建玉を取次ぎに係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該受託取引参加者及び取次ぎ先受託取引参加者の双方から届け出されている場合

(2) 他の受託取引参加者の取次者が受託取引参加者となるとき

当該取次者が受託取引参加者となることについて、取次委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合であって、かつ、取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該取次者及び当該取次者の取次ぎ先受託取引参加者の双方から届け出されている場合

- 5 前項第1号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該取次者及び引継ぎ先受託取引参加者を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該受託取引参加者となった者を代理人として、その他本所が必要と認める場合にはその認めた者を代理人として清算機構に預託したものとみなす。
- 6 本条の規定により建玉の移管又は引継ぎが行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者、当該引継ぎ先受託取引参加者、本所又は清算機構に対して異議を申し立てることができない。

第7章 雑則

第28条（商品取引受託業務に係る預り金についての取扱い）

受託取引参加者は、商品市場における取引につき、委託者から商品取引受託業務に係る預り金（以下「預り金」という。）として取り扱う旨についての同意を得た上で、金銭、充用有価証券等及び充用外貨の預託を受けることができる。

- 2 受託取引参加者は、前項の規定により委託者から預り金の預託を受けたときは、当該委託者に対して預り金預り証を発行しなければならない。この場合においては、第13条第1項の規定を準用する。
- 3 受託取引参加者は、前項の規定により委託者から預り金の預託を受けたときは、当該預り金について省令第98条第1項の委託者資産保全措置を講じなければならない。
- 4 受託取引参加者は、委託者の指示に基づき、預り金を取引証拠金、受渡代金その他の本所又は他の商品取引所における取引に係る債務の弁済に充当したときは、書面により、充当した後の預り金の残高を当該委託者に対して通知しなければならない。この場合においては、第18条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 5 第9条第4項、第12条、第18条第1項から第4項まで及び第22条の規定は、預り金について準用する。この場合において、第9条第4項中「清算機構が指定する者」とあるのは「法第293条の登録を受けた委託者保護取引参加者制法人（以下「委託者保護基金」という。）が定める者」と、「清算機構」とあるのは「委託者保護基金」と読み替えるものとする。

第29条（特別費用の請求）

受託取引参加者は、委託を受けた取引につき、委託者のために特に要した費用を当該委託者に請求することができる。

第30条（預託金銭の利息）

清算機構は、委託者等からその代理人をして預託を受け管理している取引証拠金その他の金銭及び有価証券に対して、その利息を支払わない。

第31条（充用有価証券等の使用制限）

受託取引参加者は、商品市場における取引につき、委託者から

預託を受けた充用有価証券等については、委託の趣旨に反して、担保として提供し、貸付け、その他の処分をしてはならない。ただし、委託者の書面による同意を得て、金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合には、この限りでない。

- 2 前項において担保として提供し得る金融機関の範囲は、代行業社、銀行、信用協同組合、信用金庫、農林中央金庫、株式会社商工中央金庫、業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会、信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）並びに保険会社に限るものとする。

第32条（清算機構への取引証拠金の返還請求権等）

本所の業務規程に基づき、委託をした建玉の全部又は一部について違約受渡玉及び違約中間玉の処理が行われた場合には、委託者は、清算機構が管理している取引証拠金について返還請求権を有している場合には、清算機構が定めるところにより、清算機構に対し返還請求権を行使することができる。この場合において、取引証拠金として差換預託された充用有価証券等又は充用外貨は、換金処分（その費用は当該取引証拠金の額から差し引く）し、預託された委託証拠金が充用有価証券等又は充用外貨のいずれであるかにかかわらず金銭でのみ返還が行われるものとする。なお、取引証拠金として差換預託された充用有価証券等又は充用外貨の相場の変動等により、返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがある。

- 2 前項の規定による請求によって返還された取引証拠金の額が、委託者が有する債権額に不足するときは、委託者保護基金が定めるところにより、委託者保護基金に請求することができる。

第33条（苦情及び仲介の申出）

委託者は、受託取引参加者が行う商品取引受託業務に関して、法第241条に規定する商品先物取引協会に苦情及び紛争のあっせん若しくは調停を申し出ることができる。

- 2 委託者は、受託取引参加者が行う商品取引受託業務に関して、前項の商品先物取引協会が取り扱う紛争以外の紛争の処理について、本所が定める紛争処理規程の定めにより、本所にその仲介を申し出ることができる。
- 3 前2項の申出期限は、申出に係る取引について決済が終了した日から3年以内とする。

第34条（取引参加者である委託者に対する特例）

受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、準則の交付を要しない。

- 2 受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、この準則の規定にかかわらず、取引証拠金の差し入れについて特約を結ぶことができる。この場合において、受託取引参加者は、その写しを本所に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、準取引参加者である委託者について準用する。

第35条（取次者に対する市場管理に係る通知等）

受託取引参加者は、本所からの市場管理に係る通知又は指示を受けたときは、速やかにその取次者に通知しなければならない。

第36条（取次者に対する定期的な残高の照合等）

受託取引参加者は、第22条第1項の規定にかかわらず、その取次者に対し、毎営業日ごとに同項に定める処理を行うものとする。

- 2 取次者は、同条第3項の規定にかかわらず、受託取引参加者から同条に定める通知を受けた場合において、これに異議があるときは、通知を受けた翌営業日までに当該受託取引参加者に申し出

なければならない。

第37条（取次者の遵守事項等）

第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定（第1条第2項（本文）、第5条第3項及び第4項、第7条第7項、第11条第2項ただし書き、第33条第2項、第34条第2項、第35条、第36条及び第40条を除く。）を準用するものとする。

- 2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料を受託取引参加者を通じて提出すること。
- (2) 取次者は、受託取引参加者に自己の計算をもってする取引と取次委託者に係る取引と区分して指示を行うこと。
- (3) 取次者は、受託取引参加者に対し差し入れ又は預託する証拠金について、取次委託者から差し入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は取次委託者から取次証拠金の預託を受けて差し入れた取引証拠金又は委託証拠金の区分並びにそれぞれの額について毎営業日ごとに通知すること。
- (4) 取次者は、第5条第3項及び第4項に掲げる取引の委託の取次ぎを行わないこと。

- 3 第7条第3項及び第4項の規定は、取次証拠金について準用する。

- 4 取次者は、次の各号に該当する場合であって本所が当該取次者（以下「移管元取次者」という。）の取引の委託の取次ぎに係る建玉を取次先受託取引参加者、取次先受託取引参加者の他の取次者、他の受託取引参加者又は他の受託取引参加者の取次者（以下この項、及び第5項から第7項までにおいて「移管先受託取引参加者等」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を取次委託者へ通知しなければならない。

- (1) 移管元取次者と移管先受託取引参加者等（取次者にあつては取次先受託取引参加者を含む。以下本号及び次号において同じ。）との間で、すべての取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元取次者の取次委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等（取次者にあつては取次先受託取引参加者）から届け出されている場合
- (2) 移管元取次者、当該移管元取次者の取次委託者及び移管先受託取引参加者等との間で、当該取次委託者の取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等（取次者にあつては取次先受託取引参加者）から届け出されている場合

- 5 前項の建玉の移管が行われることとなったときは、取次委託者は、移管先受託取引参加者等へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託取引参加者等に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。

- 6 第4項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託取引参加者等（取次者にあつては取次者及び取次先受

託取引参加者)を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。

- 7 第4項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、本所又は清算機構に対して異議を申し立てることができない。

第37条の2(取次者の取引の処分の特例)

受託取引参加者は、取次者が破産手続開始の決定を受けたときであって、当該取次者とあらかじめ合意がある場合には、委託を受けた取引の全部又は一部を当該取次者の計算において転売又は買戻しにより、処分するものとする。この場合において、当該取次者は、これに対し異議を申し立てることができない。

第38条(受託取引参加者が非清算参加者である場合の特例)

受託取引参加者が非清算参加者である場合における商品清算取引の委託の取次ぎ及び商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定を準用するものとする。この場合において、「委託者」とあるのは「清算取次委託者」と、「取次者」とあるのは「清算取次者」と、「取次委託者」とあるのは「清算取次者に対する委託者」と、「取次証拠金」とあるのは「清算取次証拠金」と読み替えるものとする。

第39条(準則の解釈)

この準則の解釈について疑義が生じたときは、本所が取締役会の議を経て、その解釈を決定する。

第8章 取引の振り替えの特例

第40条(取引の振り替え)

取引の振り替えとは、受託取引参加者が成立させた委託を受けた取引について、本所あらかじめ定める要件を満たしている場合に限り、当該取引の全部又は一部を他の受託取引参加者へ振り替えることをいう。

- 2 委託者は振り替えに係る取引の委託をしようとするときは、取引注文を執行する振替元の受託取引参加者及び当該振替元の受託取引参加者の名において成立した取引の振替先である受託取引参加者とそれぞれ第4条に基づく受託契約を結ぶものとする。
- 3 委託者は前項の振り替えに係る取引の委託をしようとするときは、振替先の受託取引参加者に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。
- 4 委託者が振替元受託取引参加者に委託した取引が成立し、振り替えが認められたときは、当該取引について振替元受託取引参加者から消滅し、同時にあらたに振替先受託取引参加者に発生し成立したものとす。

第9章 とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例

第41条(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)

委託者は、とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。

- 2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決定した日の午後3時(当日が半営業日に当たるときは、午前11時)までに受託取引参加者に差し入れるものとする。この場合において、当該取引受渡証拠金は、第7条を準用するものとする(以下、この準則において同じ。)

- 3 前項の取引受渡証拠金を差し入れた後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託取引参加者の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れるものとする。
- 4 受託取引参加者は、前2項の規定により差し入れられた取引受渡証拠金について受渡代金等の調整完了の日まで留保することができる。
- 5 委託者は、受渡日の前営業日の午後3時(当日が半営業日に当たるときは、午前11時)までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託取引参加者に差し入れるものとする。
- 6 受託取引参加者は、委託を受けたとうもろこし又は粗糖の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては本所から受領した受渡書類を交付しなければならない。
- 7 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品の銘柄(粗糖にあつては産糖国名及び産糖年度)
- (3) 限月
- (4) 売付け又は買付け年月日
- (5) 売買枚数
- (6) 積来本船名
- (7) 出港年月日(粗糖にあつては入港年月日)
- (8) 荷受渡港及び埠頭名
- (9) 成立した取引の約定値段
- (10) 格付差金
- (11) 受渡代金
- (12) 受渡値段
- (13) 諸勘定
- (14) 新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料
- (15) 差引受払金

- 8 第18条第6項及び第7項の規定は、前項の書面による通知について準用する。

- 9 前各項に規定する場合のほか、とうもろこし又は粗糖の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。

第10章 一般大豆の受渡しによる決済の特例

第42条(一般大豆の受渡しによる決済の特例)

委託者は、一般大豆の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。

- 2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を当該受渡し決定した日の午後3時(当日が半営業日に当たるときは、午前11時)までに受託取引参加者に差し入れるものとする。
- 3 前項の取引受渡証拠金を差し入れた後において本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託取引参加者の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れるものとする。
- 4 受託取引参加者は、前2項の規定により差し入れられた取引受渡

証拠金について受渡代金等の調整完了の日まで留保することができる。

5 委託者は、受渡日の前営業日の午後3時（当日が半営業日に当たるときは、午前11時）までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れるものとする。

6 受託取引参加者は、委託を受けた一般大豆の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては本所から受領した倉荷証券を交付しなければならない。

7 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品の銘柄
- (3) 限月
- (4) 売付け又は買付け年月日
- (5) 売買枚数
- (6) 倉庫名
- (7) 倉荷証券番号
- (8) 成立した取引の約定値段
- (9) 格付差金
- (10) 受渡代金
- (11) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額
- (12) 諸勘定
- (13) 新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料
- (14) 差引受払金

8 第18条第6項及び第7項の規定は、前項の書面による通知について準用する。

9 前各項に規定する場合のほか、一般大豆の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。

第11章 コーヒー生豆の受渡しによる決済の特例

第43条（コーヒー生豆の受渡しによる決済の特例）

委託者は、アラビカコーヒー生豆又はロブスタコーヒー生豆（以下この章において「コーヒー生豆」という。）の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。

2 委託者は、売付けに係る取引を受渡しにより決済しようとするときは、当月限納会日の午前9時までに品質証明書、重量証明書及びその明細を受託取引参加者に差し入れるものとする。ただし荷渡・荷受申請による受渡しによる場合は申出時に差し入れるものとする。

3 委託者が前項の日時までに品質証明書、重量証明書及びその明細を差し入れないときは、受託取引参加者は、当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において買戻しにより処分するものとする。

4 委託者は、受渡日の前営業日の午後5時（当日が半営業日に当たるときは、午前11時）までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る受渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れるものとする。

5 受託取引参加者は、委託を受けたコーヒー生豆の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、当該買方が2人以上であり本所から受領した倉荷証券の内容が異なるときは、抽せんその他の方法により公平に配分しなければならない。

6 受託取引参加者は、第4項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品の銘柄
- (3) 限月
- (4) 売付け又は買付け年月日
- (5) 売買枚数
- (6) 倉庫名
- (7) 倉荷証券番号
- (8) 成立した取引の約定値段
- (9) 格付差金
- (10) 受渡代金
- (11) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額
- (12) 諸勘定
- (13) 新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料
- (14) 差引受払金

7 第18条第6項及び第7項の規定は、前項の書面による通知について準用する。

8 前各項に規定する場合のほか、コーヒー生豆の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及びコーヒー生豆受渡細則による。

第12章 オプション取引の特例

第1節 オプション取引の受託

第44条（オプション取引）

この章は、オプション取引の受託について特例を規定する。

2 この章に定めのないものについては、第1章から第7章までに定めるところによる。

第45条（定義）

本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「権利行使」とは、現物先物取引に係るオプションを行使することをいう。
- (2) 「権利行使価格」とは、権利行使を行う場合の約定値段として本所が別にあらかじめ設定した価格をいう。
- (3) 「プットオプション」とは、権利行使価格で現物先物取引1枚の売付けを成立させる権利をいう。
- (4) 「コールオプション」とは、権利行使価格で現物先物取引1枚の買付けを成立させる権利をいう。
- (5) 「オプション銘柄」とは、現物先物取引の上場商品の種類、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行使価格により区分されるものをいう。
- (6) 「権利行使の割当て」とは、本所がオプション銘柄の売建玉を有する取引参加者に対し、本所が別に定める方法により按分して権利行使の対象となる売建玉の割当てを行うこ

とをいう。

- (7) 「オプションの売付け」とは、オプションを付与する立場の当事者となる取引をいう。
- (8) 「オプションの買付け」とは、オプションを取得する立場の当事者となる取引をいう。
- (9) 「計算上の益金額」とは、オプションの買付けに係る取引が、成立した取引の対価の額と計算日の帳入値段（業務規程第37条に定めるものをいう。以下同じ。）との差額に取引単位の倍率と取引数量を乗じて得た価額が益となった場合の当該益金額をいう。

2 オプション取引については、第2条各号の規定(第4号については、オプションの売付けに係る取引に限る。)を準用する。この場合において、同条第7号及び第8号中「第7条第1項各号」とあるのは「第47条各号」と読み替えるものとする。

第46条 (委託の際の指示)

第6条の規定にかかわらず、委託者は、オプション取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 売付け又は買付けの区別
- (4) 新規又は仕切りの区別
- (5) 枚数
- (6) 指値又は成行の区別その他注文の種類別
- (7) 取引を行う日時(指値の場合は委託注文の有効期限を含む)及び指値の場合はその値段

2 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者が前項第4号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。

第2節 オプション取引の取引証拠金

第47条 (取引証拠金の差し入れ又は預託)

第7条第1項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、オプション取引の受託について、オプション取引の売付けに係る委託者がその担保として差し入れた次の各号に掲げる種類の取引証拠金を、当該委託者の代理人として清算機構に預託しなければならない。

- (1) 取引本証拠金
- (2) 取引プレミアム証拠金
- (3) 取引追証拠金
- (4) 取引臨時増証拠金

第48条 (取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)

前条第1号、第3号及び第4号に掲げる取引証拠金については、その額は第11条第2項、第3項、第5項及び第6項を、その受託取引参加者への差し入れ又は預託時期は同条第2項、第7項及び第8項を適用し、前条第2号に掲げる取引証拠金については、その額及び受託取引参加者への預託時期は次項に定めるところによるものとする。

- 2 取引プレミアム証拠金の額は、新規のオプションの売付けに係る総取引金額とし、委託者は、当該売付けに係る取引が成立した日の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに預託するものとする。
- 3 委託者と受託取引参加者との間であらかじめ合意がある場合にお

いては、計算上の益金額を第11条第3項の直洗損益金通算額に加えること

第49条 (取引証拠金等の不納による取引の処分)

第14条各項の規定は、オプション取引について準用する。この場合において、同条第1項中「第11条第2項、第7項及び第8項の規定により取引証拠金」とあるのは「第48条第1項及び第2項の規定により取引証拠金又は第50条第1項の規定により総取引金額」と読み替えるものとする。

第3節 オプション取引の決済等

第50条 (取引代金の決済等)

委託者は、オプション取引の新規の買付け又は買戻しの委託を行おうとするときは、委託に係るオプション銘柄の前日の帳入値段に取引単位の倍率と委託注文枚数を乗じて得た価額（以下「オプション料概算額」という。）を受託取引参加者に差し入れ、取引が成立した日の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに総取引金額との過不足を精算するものとする。ただし、第11条第2項ただし書きに定める要件に該当する委託者であって、受託取引参加者が認めた者にあつては、当該委託に係る取引が成立した日の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに総取引金額を差し入れるものとする。

2 受託取引参加者は、委託者がオプション取引の新規の売付け又は転売を行ったときは、取引が成立した日の翌営業日正午までに当該総取引金額を当該委託者に支払うものとする。

3 第1項の規定によるオプション取引の買戻し又は前項の規定によるオプション取引の転売に対当する既存のオプション取引が2以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存のオプション取引の成立の古い順序に従って買戻し又は転売をするものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前条において準用する第14条第1項、第24条、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。

5 オプション取引の買戻しの委託を行う委託者が、受託取引参加者との間であらかじめ合意がある場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該委託に係る取引が成立した日の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに総取引金額を差し入れるものとする。

第51条 (オプション料概算額預り証の発行)

受託取引参加者は、委託者からオプション料概算額の差し入れを受けるときは、当該委託者に対して、受託取引参加者の本店又は従たる営業所においてオプション料概算額に係る預り証を発行しなければならない。

2 前項の預り証の記載及び発行の方法については第13条の規定を準用する。

(権利行使による決済)

第52条 (権利行使による決済)

オプション取引における権利行使期間は、取引開始日から取引最終日までとする。

2 オプションの買付けに係る委託者は、権利行使を行おうとする場合には、その都度、次に掲げる事項を権利行使を行う日の午後4時（当日が半営業日に当たるときは、午前11時45分）までに受託取引参加者に指示するものとする。

- (1) オプション銘柄
- (2) 新規又は仕切りの区別
- (3) 権利行使に係るオプション取引の買建玉

(4) 枚数

(5) 権利行使を行う日

3 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者が前項第2号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。

4 受託取引参加者は、権利行使が成立したときは、当該権利行使に係る数量を、当該権利行使日に当該委託者のオプション取引の買建玉から減ずるとともに、前項において指示した新規、仕切りの別に現物先物取引の売付け又は買付けが成立したのものとして取り扱うものとする。

第53条 (権利行使の割当て)

本所から権利行使の割当てを受けた受託取引参加者は、当該オプション銘柄の売建玉につき、本所から通知を受けた権利行使の割当てに係る内容に基づきそれぞれ取引の成立の古い順序に従って割り当てるものとする。

2 前項の場合において、受託取引参加者は権利行使の割当てを受けた委託者から、新規、仕切りの別及びその数量に関する指示があるときは、当該指示に基づき新規、仕切りの別及びその数量を確定し、当該指示がないときは、次により新規、仕切りの別及びその数量を確定するものとする。

(1) 権利行使の割当てにより成立する現物先物取引の売付け又は買付けに対し、現物先物取引の当該限月に対応する建玉がない場合は、当該委託者の現物先物取引の当該限月における新規の売付け又は新規の買付けとして確定する。

(2) 権利行使の割当てにより成立する現物先物取引の売付け又は買付けに対し、現物先物取引の当該限月に対応する建玉がある場合は、当該建玉の取引の成立の古い順序に従って転売又は買戻しとして確定する。

3 受託取引参加者は、権利行使の割当てを行ったときは、当該割当てに係る数量を、当該営業日に売建玉から減ずるとともに、前項の規定に従って新規、仕切りの別に現物先物取引の売付け又は買付けが成立したのものとして取り扱うものとする。

4 第1項の規定に基づき権利行使の割当てを受けた委託者は、異議を申し立てることができない。

第54条 (取引証拠金の差し入れ又は預託等)

第52条に規定する権利行使又は前条に規定する権利行使の割当てにより成立した現物先物取引の新規の売付け又は買付けに係る取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期については、第11条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「取引の委託をするときに」とあるのは、権利行使の場合にあっては「権利行使に係る指示をするときに」と、権利行使の割当ての場合にあっては「権利行使の割当てを受けた日の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに」と読み替えるものとする。

第55条 (オプションの失効)

受託取引参加者は、取引最終日の15営業日前から7営業日前までの間に、該当するオプション取引の買建玉を有する委託者に対し、権利行使期間満了の日を通知するものとする。

2 権利行使期間満了の日において、第52条第2項に規定する権利行使の指示がなかったプットオプション又はコールオプションは失効し、消滅するものとする。

(委託手数料)

第56条 (委託手数料)

委託者は、オプション取引が成立した場合(第49条において準用する第14条第1項、第24条、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による取引の処分を含む。)又はオプション取引の権利行使若しくは権利行使の割当てにより現物先物取引が成立した場合及び受託取引参加者が定める場合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受託取引参加者に支払うものとする。この場合において、委託手数料は、第45条第2項において準用する第2条第6号の規定にかかわらず、受託取引参加者が定めるところにより、預り証拠金から控除することができる。

第57条 (預託金等による債務の弁済)

第18条各項の規定は、オプション取引について準用する。この場合において、同条第2項中「第12条」とあるのは「第12条及び第50条第2項」と読み替えるものとする。

第4節 オプション取引の委託者に対する通知等

第58条 (取引成立の通知)

第19条第1項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託を受けたオプション取引が成立したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 委託の指示を受けた日時
- (4) 売付け又は買付けの区別
- (5) 新規又は仕切りの区別
- (6) 取引の成立した日時及び立会時
- (7) 売買枚数
- (8) 成立した取引の対価の額
- (9) 成立した取引の総取引金額
- (10) 委託手数料及び仮委託手数料
- (11) 差引受払金
- (12) 値洗損益金通算額
- (13) 預り証拠金の残高

第59条 (権利行使による決済の通知)

受託取引参加者は、第52条第2項の規定により権利行使が行われたときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 権利行使を行ったオプションの買付けに係る取引
- (4) 枚数
- (5) 権利行使の行われた日
- (6) 権利行使に係る総取引金額
- (7) 委託手数料及び仮委託手数料
- (8) 値洗損益金通算額
- (9) 仮差引損益金通算額
- (10) 売買差損益金(権利行使により成立した現物先物取引が転売又は買戻しの場合に限る。)
- (11) 差引損益金(権利行使により成立した現物先物取引が転売又は買戻しの場合に限る。)
- (12) 預り証拠金の残高

2 第19条第2項から第4項までの規定は、本条に定める通知において準用する。

第60条 (権利行使の割当てによる決済の通知)

受託取引参加者は、第 53 条第 1 項の規定により権利行使の割当てが行われたときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該割当てられたオプション取引の売方である委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 権利行使の割当てを行ったオプションの売建玉
- (4) 枚数
- (5) 権利行使の割当てが行われた日
- (6) 権利行使の割当てに係る総取引金額
- (7) 委託手数料及び仮委託手数料
- (8) 値洗損益金通算額
- (9) 仮差引損益金通算額
- (10) 売買差損益金（権利行使の割当てにより成立した現物先物取引が転売又は買戻しの場合に限る。）
- (11) 差引損益金（権利行使の割当てにより成立した現物先物取引が転売又は買戻しの場合に限る。）
- (12) 預り証拠金の残高

2 第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定は、本条に定める通知において準用する。ただし、この場合において、第 53 条第 1 項の規定に基づき権利行使の割当てが行われたことに対しては異議を申し立てることができない。

第 61 条（オプション取引の定期的な残高の照合等）

第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、オプション取引の委託を受けた受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、定期的に毎月 1 回以上次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。

- (1) 預り証拠金の残高（金銭、充用有価証券等、充用外貨及び差引損益金通算額並びにこれらの合計額を明らかにし、充用有価証券等については、その種類、銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨については、その種類及び充用価格を明らかにすること。）
- (2) 証拠金預託必要額
- (3) 決済が終了していない取引の内訳等
 - イ 取引の種類
 - ロ オプション銘柄
 - ハ 売付け又は買付けの區別
 - ニ 取引の成立した年月日
 - ホ 売買枚数
 - ヘ 対価の額
 - ト 値洗損益金通算額
- (4) オプション料概算額に係る預り金
- (5) 預り証拠金余剰額

（オプション取引の処分通知）

第 62 条（オプション取引の処分通知）

第 58 条の規定は、受託取引参加者が委託を受けたオプション取引について第 24 条、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 37 条の 2 又は第 49 条において準用する第 14 条第 1 項の規定により行う処分について準用する。

第 63 条（オプション取引の一任売買等の禁止）

オプション取引の一任売買等の禁止については、第 25 条第 1 項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第 6 条第 1 項各号」とあるのは「第 46 条第 1 項各号」と読み替えるものとする。

第 64 条（理由書その他の調書の提出）

委託者は本所の指示に基づき受託取引参加者から権利行使についての理由書その他の調書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第 13 章 特定取引の特例

第 65 条（特定取引の定義等）

委託者は、次に掲げる取引を受託取引参加者に委託することができる。

- (1) 一般大豆の限月間における価格差（値鞘）の伸縮を利用するものであり、かつ、本所が定めるセット売買実施要領により行われるもの
- (2) 粗糖の取引における損失額に限度を設定するよう、初めに成立した約定値段を基準として当該取引を自動的に手仕舞するための逆指値値段を定めるものであり、かつ、本所が定める粗糖リミット・ロス取引実施要領により行われるもの
- (3) 一又は複数の現物先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けと、その損失を限定することとなる一又は複数のオプション取引の売付け又は買付けを組み合わせで行う取引であって、かつ、本所が定める組合せ取引実施要領により行われるもの

2 委託者は、新たに前項各号に掲げる取引（以下「特定取引」という。）を委託するときは、あらかじめその旨及びその種類を書面をもって受託取引参加者に通知しなければならない。

3 委託者は、特定取引を委託するときは、第 6 条又は第 46 条の規定による指示において、併せて、その取引が特定取引である旨及びその種類を指示しなければならない。

4 受託取引参加者は、委託を受けた特定取引が成立したときにあっては第 19 条第 1 項又は第 58 条第 1 項の規定による通知において、委託を受けた特定取引を決済したときにあっては第 19 条又は第 58 条第 1 項、第 59 条及び第 60 条の規定による通知において、併せてその取引が特定取引である旨及びその種類を通知しなければならない。

第 66 条（特定取引の特例）

委託者は、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の特定取引を委託するときは、第 6 条の規定にかかわらず、あらかじめ当該特定取引の仕切りについて、指示をすることができる。

2 受託取引参加者は、委託を受けた前条第 1 項第 1 号又は第 2 号の特定取引に係る実施要領において定める仕切りの条件に該当することとなった場合において、委託者から第 6 条の規定による仕切りの指示がないときは、当該特定取引を当該委託者の計算において仕切るものとする。

3 前項の場合において、第 15 条第 4 項、第 17 条及び第 23 条中「又は第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項」並びに第 25 条第 2 号中「又は次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項」とあるのは、「第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 66 条第 2 項」と読み替えるものとする。

4 委託者は、前条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号の特定取引を委託する場合には、第 7 条、第 11 条又は第 47 条、第 48 条の規定にかかわらず、取引本証拠金及び取引プレミアム証拠金以外の取引証拠金については受託取引参加者への差し入れ又は預託を要しない。この場合において、第 11 条第 3 項又は第 48 条第 1 項の規定における取引には、当該特定取引を含まないものとする。

附則

第 1 条 平成 22 年 1 月 19 日の取締役会において決議された第 17 条及

び第 56 条の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 22 年 1 月 26 日）から施行し、第 33 条の変更は、平成 22 年 4 月 1 日又は農林水産大臣の認可の日（平成 22 年 1 月 26 日）のいずれか遅い日から施行する。